

平成28年第2回(6月)定例町議会

(第2日 6月8日)

平成28年第2回(6月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年6月8日(水)午前9時30分開会

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1 号 平成27年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 報告第 3 号 平成27年度西伊豆町一般会計繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 25 号 西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 26 号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 27 号 平成28年度西伊豆町 一般会計補正(第1号)
- 日程第 9 議案第 28 号 平成28年度西伊豆町 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 10 同意第 1 号 西伊豆町教育委員会委員の任命について
- 日程第 11 選挙第 1 号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 12 議員派遣について
- 日程第 13 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 山本智之君

2番 芹澤孝君

3番	高橋敬治君	4番	加藤勇君
5番	山田昭男君	6番	山田厚司君
7番	西島繁樹君	8番	星野淨晋君
9番	堤和夫君	10番	山本榮君
11番	増山勇君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤井武彦君	副町長	八谷達男君
教育長	宮崎文秀君	総務課長	高木久尚君
企画防災課長	山本法正君	窓口税務課長	高木君人君
健康増進課長	白石洋巳君	環境福祉課長	鈴木昇生君
産業建設課長	佐久間明成君	観光商工課長	松本正人君
企業課長	村松圭吾君	会計課長	藤井すわ子君
教育委員会 事務局 局長	高木光一君		

職務のため出席した者

議会事務局長	藤井貞代	書記	山本文彦
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

開議宣告

議長（堤 和夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堤 和夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（堤 和夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

星野 浄 晋 君

議長（堤 和夫君） 通告5番、星野浄晋君。

8番、星野浄晋君。

〔8番 星野浄晋君登壇〕

8番（星野浄晋君） それでは、議長の許しを得ましたので、壇上より一般質問をはじめさせていただきます。

私の質問は、大きく分けまして4点ございます。

1点目は避難行動要支援者台帳について。

2点目、空き家対策について。

3点目、井戸について。

4点目、消防団蔵置所についてでございます。

まず 1 点目の避難行動要支援者台帳についてでございますが、過日より、熊本周辺において大規模な震災が発生しております。いまだに微弱な地震が起きており、お亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にはお見舞いを申し上げます。

東日本大震災が発生し、5 年が経過いたしました。西伊豆町でもその教訓を生かし、ハード、ソフト面での整備は以前に比べ、充実してきているものの、いざ震災が発生した時に少しでも悔いのないような準備をし続けなくてはなりません。そこで以下の質問をいたします。

平成 22 年 12 月議会において質問をし、平成 25 年 6 月には高橋議員も質問をしておりますが、避難行動要支援者台帳の取り扱いについてを質問いたします。

避難行動要支援者台帳そのものは、すでに、役場では作成されているものの、該当者の了解や、情報を公開するにあたっての個人情報保護の観点から、各区・自主防・医療機関などへの配布がいまだになされておられません。

(1) といたしまして、その取り扱いについて。

(2) 遅々として進まない問題について。

(3) 今後の方針についてお伺いいたします。

大きな 2 点目の空き家対策についてでございます。

平成 25 年 3 月議会において質問をし、平成 27 年 2 月 26 日に「空き家等対策の推進に関する特別処置法」が施行され、平成 27 年 5 月 26 日に完全施行がされ、前回無住家屋の解体についての質問をした時から、状況が少し変わってきましたので、改めて質問をいたします。

町内には、残念ながら住人がいない空き家が増えつつあります。また、西伊豆町は 2040 年には人口が半分になると言われている中で、現在、居住者のいる家屋の約半分が、これから空き家になっていくという可能性を秘めております。地震、火事などが発生した場合の危険なども考えられるので、町内経済を回すという観点も含め、解体費の補助などをしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。また、特定空き家等に該当する建物の代執行についての考え方などを質問いたします。

(1) 空き家の情報収集について。

(2) 解体費補助について。

(3) 特定空き家等に対する処置について。

(4) 代執行についてをお伺いします。

3 点目に井戸についてをお伺いいたします。

災害時の報道を見る事や、被災者の生の声を聴きますと、数日後には救援物資として飲料

水が届き、飲む、調理するといった面での水は確保できるものの、インフラが機能しない状況で、洗濯・トイレ・風呂などの生活水の確保が困難と思われます。昔使っていた井戸などを利用できれば、多少はその辺をカバーできるのではと思いますが、いかがでしょうか。

(1) 町内の井戸について。

(2) 把握している場合、使用可否の判断はしているのか。

(3) 類似の水源の把握についてをお伺いします。

大きな4点目、消防団蔵置所についてをお伺いします。

平成27年度に、消防団第3分団の蔵置所を移転し、28年度は第2分団を移転します。消防団の蔵置所・詰所が、レベル1の被害想定で浸水域とされる場所に残っているのは、第4分団のみとなりますが、今後の対応を質問いたします。

ただ、いつ来るかわからない津波よりも、日頃起こるかもしれない火災に対応を、という考えもありますので、一概に移転云々ということではございませんが、老朽化した箇所も見受けられますので、あえて質問をいたします。

(1) 第4分団の今後について。

(2) 移転について。

(3) 老朽施設についてをお伺いします。

以上、壇上での質問を終わりとさせていただきます。

町長(藤井武彦君) みなさん、おはようございます。

星野議員の質問にお答えします。

まず1番目の避難行動要支援者の台帳についてでありますけども、取り扱いについてということでありますけども、台帳は町が保管し、災害時には必要に応じて関係者に、関係部署に提供する予定であります。

星野議員に申し上げます、皆さん方にも手元にあると思いますけれども、台帳と名簿ですか。この違いでありますので、星野議員はこれを、台帳を配布と書いてありますが、名簿でなくて台帳で一応答弁しますから、あと再質問でどういうふうになるのか、またしてください。

それと進まない問題ですか。これについては、台帳には個人情報が入り込められております。そうことなので、プライバシーの方ですか、の関係で配布しないと。

また、名簿といたしましては、住所、氏名、生年月日、それで緊急連絡先ですか。その程度でありますもので、了解をとって配布したいというように思っております。今後の方針で

すけども、各自主防災会組織及び民生委員・児童委員の方々のご協力を得ながら、現在の台帳を見直し、整備しております、いきます。

大きな2番の空き家対策でありますけれども、情報収集についてでありますけれども、以前、区長さんや住民の皆さま方に情報提供をお願いいたしました。それに加え、町独自でも、情報収集には努めております。

空き家対策の解体費用の補助ですけれども、今のところ考えておりません。

特定空き家に対する措置についてであります。この特定、認定するためには「空き家等対策検討協議会」を立ち上げ、相談窓口の充実や「空き家等対策計画」を策定し、特定空き家に認定する必要がありますので、すぐにやるって言っても中々できないと、準備が必要であると。また、必要であればやらなきゃいけませんけれども、検討してみたいと思います。代執行についてでありますけれども、これは今申し上げましたように、先に、この「空き家等対策検討委員会」で認定されないと執行できないということですので、今のところ考えておりません。

大きな3番の井戸水についてでありますけども、把握しておりません。

また、類似の水源ですか。1, 2には同じですので、同じような回答を一緒にします。

3番については把握しておりますけれども、飲料水としてどうだろうというのは、全部検査しているわけではありませんが、飲むこともできる水もあります。

それと大きな4番目の消防団の蔵置所でありますけれども、移転を考えております。ただ、4分団、5分団、一緒にしたらどうかというような考えもありまして、団長と今話をしているところであります。

以上で壇上での答弁を終わります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） はい、では、再質問をはじめさせていただきます。

町長は、台帳と名簿とあるので一応台帳で答弁ということでしたので、答弁、質問させていただきますけれども、取り扱いということで、台帳は町が保管し必要に応じて配布することなのですけれども、必要に応じて名簿を配布するのか、それとも台帳を把握するのか。それはどちらですか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 名簿については、同意を得たものの方の名簿を作成し、それを各自治の方に、自主防災会の方に配布します。同意を得られてない方と台帳については、災

害時に必要に応じて出すことになっております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） では、名簿は、どのようにして作られるのですか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 名簿については、前年度の9月に、その対象者に配布しまして、その同意を得た方を名簿として作成しました。

以上です。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 同意を得て名簿を作ったのであれば、当然、台帳も同意を得て作るわけですよね。それは違うのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 台帳は、皆さん方に手元にあるように、全部を記入します。名簿については、その中の、今、マーカーで印してあるその部分を名簿として、町内会、民生委員の方々、関係部署に配布すると。同意を得たものですよ。また、本当に災害が起きた時には、これだけの名簿だけでは足りないと思われるものですから、台帳で、それを自主防災、またいろいろな方々にその時にはもう同意はもう取れないか分かりませんが、そういうような使い方、扱い方、台帳と名簿の違いですか、そういうようなことでやっていきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 町長の言っていることは私も分かります。災害時は、それこそ個人情報とかプライバシーっていうよりも人命の方が大切ですので、同意が得られなくても、私は配って欲しいなというふうに思うのでいいのですが、そもそもこの台帳を作る時、ここに書いてあるのは、同意、要は承諾を得てこれを配りますっていう話で作るわけですよね。そうすると同意の得ていない人っていうかたの名簿っていうのは、どうやって作るのですか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 同意を得てない方については、うちの方で重度の介護者及び重度の福祉障害者の方等の名簿を、あらかじめ作りまして、その中で同意を得る方の名簿と町で保管しているのは、その同意を得てない方の名簿についても、こちらで作成し、保管するということになります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） そうすると名簿が2種類作られるという理解でよろしいでしょうか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） はいそのとおりです。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ちなみに、その同意を得られていない方っていうのは、名簿は作ったとしても台帳は作らないのですよね。その辺はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 名簿は作りますけど、台帳については同意を得たものの方のみ台帳を作成しますので、同意を得てない方の台帳は作っておりません。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ちなみに、その同意を得られていない方の名簿というところには、どういった情報を載せられるのですか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 同じように名簿の、名簿、同意を得ている方の名簿と同じ内容の名簿ですが、中には同意を得てないと得られない情報もあります。その部分は空欄になって、管理するようになります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 何となく分かるような、分からないようなあれですけども。私が、聞きたいことはですね、今から申し上げますけども、今、先日、担当課から配られました西伊豆町災害時計画の個別計画ということで参考資料いただいて、この台帳あるわけですけども、黄色に塗ったところが要支援者名簿に記載ですね、ということですけども、これ裏めくっていただきますと避難時に携行する医薬品等とか、いろいろ他に書けるところあるんですけども、私は持病とかもここに書いていただいた方が、もし避難所にいった時に、この人が要は心臓が悪いとか、糖尿で薬を飲まないとだめだとかっていうものを分かった方がいいので災害時には私はこれを配って、もしそういう該当者がいるのであれば、しっかりと対応して欲しいなということで、台帳配ってくれという質問をしているわけですが、その同意を得ていない方というのは、名前、住所、あと生年月日ぐらいは多分載るのでしょうけれども、そういった薬だとか持病というのは、まったく載らないという判断でよろしいのですか。当然、要支援者とか要介護者という方が、この対象になるかと思しますので、その障害とかそういったものの有無に関しては載るとは思いますが、その辺はいかがです

か。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 名簿の内容は、あくまでも、住所等の内容なのですが、台帳におっしゃるとおり、持病とか載せるべきだとは思うのですが、あくまでも本人の同意を得ない限りはその情報を得ることができないような形ですので、本人が同意をなくして薬とか持病を掲載っていうか、町の方で管理することはできないことになっております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ちなみに、先ほど町長の言われた、事前に名簿を配ります。台帳は被災を受けた時に必要とならば配るということですが、今、担当課長の言っている、同意を得ていない方の名簿というのは、ではいつ配布されるんですか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 同意を得ていない名簿につきましても、災害時に必要と認めるとか、要請があった場合に、その同意を得ていない方の名簿も出すような形になります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） その名簿は、もらってもあんまり意味がないのかな。ただ住所と名前と生年月日等が載っている程度であれば、当然、区の方なんかはその辺は、生年月日まで分からないとしても把握をされていますので、あまり意味はないというふうに思いますので、昨日高橋さんの質問にあったと思いますけども、約200軒、約7割の方の同意を得ているという答弁がありましたけども、残り3割をどうにか同意を得てというようなことというのは、難しいのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 27年度の9月に申請、依頼を出しまして再度28年の2月に通知を出しまして、現在の216軒という形になっております。今後においてもまた出す方向は検討し、考えていきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 星野議員、今の答弁でよろしいですか。

8番（星野浄晋君） はい。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ちなみに、町長の壇上での答弁で民生の方や児童委員の協力を得てということなのですが、当然これに該当される方は民生委員の方が把握はされていると思うのですが、訪問した時に、そういうお願いをするというか、同意をしてこういった

名簿に協力をしてくださいというような呼びかけは、積極的にされているのか。それともあくまでも通知が来て、いいよって言った方にしか、お願いをしていないのか。その辺はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 民生委員の方に、同意を得てもらってという行為が禁止っていか、認められてないものですから、あくまでも町の方の同意か同意を得るような形になります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） では、あくまでもこの台帳は役場の職員が行って作らないと、作れない。同意が得られないということですか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 同意の方は、民生委員さんは得られることができないのですが、台帳の内容の確認とかについては、民生委員さんにお問い合わせすることができますので、同意を得た方については、民生委員さんにご協力お願いするような形で考えております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ちなみに、同意の得られない方はどういった方ですか。もう絶対プライバシーだから公開しないとかっていう、頑なに、言われている方なのか。それともこの存在を、通知は2回出ているんですけど、知らないとか興味がなくてということなのか。その辺は。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 細かなことはちょっと分からないのですが、中には、その、もう全然いらないよっていう方もいますし、2回送ったのですが、まだ分かっていない方がいるのかは、ちょっと今のところ把握してないのですが、ほとんどは、分からないってというのが、どういう内容か分からないってというのがあられるかもしれませんので、今後につきましても、それをちゃんと入れ替えしてもらおうような形で進めていきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） では、積極的に進めていただければというふうに思います。これはですね、この台帳が云々とかということを私は言いたいのではなくて、災害に遭った時に行方不明者って出てきてしまうのですよね。そうすると、そのもし行方不明の方が、私は家が倒れてもここで死ぬからいいよって言っていたり、いろいろ個人によって状況は違うのかもし

れませんけれども、親族であったりとか地域の方っていうのはいくらその人がいいよって言っても探さないわけにはいかないわけですよ。ですからやっぱりそういうことのためにも、この裏にも書いてありますけども、家族構成とか見取り図、要は、寝ている場所とかっていうのを図に書けるようになってるので、その辺をよく説明をして、あなたは、いいかもしれませんが、残された方のためにも、どうかお願いしますというようなことで、できるだけ 100 パーセントに近い理解をいただいて、台帳を作っていたらというふうに思います。町長、先程来から名簿は事前にお渡しをして、台帳はその時ということなのですが、台帳は事前には渡せないのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そのプライバシーってものがあるものですからね。その辺がどうか、住民の方々が、私はもう全部さらしてもいいよというような意見であれば、それはいいかも分かりませんが、やはり、何かあった時にはプライバシーの保護って言うのですか。そういうもので引っかかるとふうに私は認識しているのですから、台帳の方は、その時、必要な時にお渡しするというような格好にしたいとふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） ちなみに、名簿も渡せばプライバシーですよ。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それが、プライバシーに触れない程度の情報なのです、名簿については。そういうような認識をしております。今、星野議員おっしゃるように、町といたしましても何かがあった時、普段もそうですけども、住民の生命財産を守る。これはもう星野議員に言われなくても、職員全部、また私を含めてそういうものはいつも考えているということでもありますもので、最善の方法を今考えていると。その中で、できるものをやってくというように考えでありますもので、その辺を理解していただきたいなと思います。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） これはですね、22 年の時にも私言ったのですが、要は封筒に封をして、もう開ければ分かるような形でお渡しをして、1 年に一度更新する、要は開けなければそのまま封はされているわけですから、そういうプライバシーの守り方で、区長さんや民生の方がそういうことはすることはないと思いますので、信用してお渡しをし、被災時とか災害の時に、開けてくださいということで渡しておいた方がいいのではないのかなというふうに思うのですが、その辺はいかがですか

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） そういうこともある渡し方の一種だと思うのですが、あくまでもプライバシーという観念で、完全にその封を開けるか開けないかっていう話ではなくて、あくまでも情報提供という形で今は考えておりますので、そういうことは今のところ考えておりません。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） はい、分かりました。配布は考えてないということなので、逆にお聞きしますけれども、被災した時にそれを配るという業務は、役場はできますか。

議長（堤 和夫君） 環境福祉課長。

環境福祉課長（鈴木昇生君） 一応、自治会の方で連絡を得て配るという形になっておりますので、災害時にどういうふうな形になるかちょっと分からないのですが、今のところそういう要請を受けての名簿、台帳提供という形で進めてさせております。進めています。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 今の話だとあんまり区長さんから多分、要望、その時にはないのかなというか、てんやわんやでそこまで多分回らないのではないかというふうに思いますので、それは、ことが起きてみない事に、私もどうなるか分かりませんのでいいですけども、できるだけ最善を尽くしていただいて、被災した方が、何て言うのですかね。そういったことで不自由がないようお願いしたいのと、通告書にも書きましたように、医療機関は、今電子カルテになっていますけれども、それが持ち運びできればいいですけども、もし、ない場合っていうのはやっぱりこういうのを元に薬とかっていうことの対応はできるのではないのかなというふうに思いますから、その辺は、よく検討していただきまして、また当然、県と協議も必要でしょうけれども、できるだけ早急に対応ができるようお願いをしたいと思います。

次の遅々として進まない問題については、22年から今まで経っていますので書きましたけれども、努力はされているのだろうというふうに思いますので、あえて質問はいたしません。で、今後の方針についても今の質問でほぼ解消されたと思いますので、次の空き家対策について質問をさせていただきたいと思います。

（1）の空き家の情報収集については、以前区長さんたちに情報の提供などお願いして、町の方でも回られているということですが、だいたいどのぐらい把握をされているんですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） この時、区長さんや住民の方から寄せられた情報につきましては10軒ほどありました。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） その10軒は多いですか、少ないですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 多いか少ないかと言われれば、少ないと思います。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 主観的で申し訳ないのですが、町長、西伊豆町に空き家何軒ぐらいあると思います？

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私は把握しておりません。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） じゃあ、確実に10ではないと思うのですよね。多分丸が1個足りない。その丸の一番上の数字も多分1ではないと思うのですよ。ですから、これ10って提供いただいたとは言っても、これはちょっと努力が足りないと思いますけども、町長、これは空き家の情報収集としてはいかがなものかと私は思いますけども、いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そのどれが空き家だかって判定の基準ですか。それもありますよね。今、皆さんが住んでなくても、仏さんを置いてあり、お盆とか正月に帰ってくる。これを空き家とみなすのか。その辺の扱い方もだいぶ違いますからね。その辺のやはり家庭の中に入っていかないと。本当に空き家なのか。その辺も分からないものですから、私は分かりませんって言いましたけども、やはり、空き家って私たちが空き家と言って判断してやるのは、完全にそういうものは解消しているというところを、空き家と言っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） それにしても、10軒は少ないとは思いますが、私の感覚から言うと、確かに盆正月に親戚の方が帰ってくるという家がたくさんあるのも分かっておりますし、そういうことがあるので、他の人にも貸さないということも承知はしております。ただ逆に空き家とは特定しなくても、日頃1年間のうちに、1か月以上住んでいないというふうに認識できる家っていうのは、把握はできないのですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 基準は、特に設定して、先ほど町長言われたように、その空き家の基準っていうのは、まだ定めておりませんので、定めておりません。

議長（堤 和夫君） 執行部の答弁の方に申し上げます。質問中は質問をよく聞いて、質問に答えるようお願いいたします。

星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 空き家、何が空き家って確かにそう言われればそうかもしれませんが、基本的には、日頃住んでなければ空き家じゃないですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それを貸してくれるか貸してくれないか確認しなきゃ空き家じゃないでしょう。今、私たちは、人は住んでないけども、盆正月に帰る、また仏さんを置いてある。ですからだめですよと言われればだめでしょう、空き家じゃないでしょう。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 確かに、そう言われればそうですね。ただ、日頃、人が住んでいない、空き家、空き家じゃないとしましょう。盆正月帰ってくるだけの家というのは、どのぐらいか把握はできませんか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その辺も把握しておりませんが、やはり星野議員にお答えしたのは、区長さんや住民の方々をお願いしました。その結果が10軒でしたと。これは、町はそれ以外にも情報収集はしておりますから、またその違った数が出てくるとは思いますけれども、そんな多くはないと思います、これは、あくまでも住民の方々の情報提供であります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） そしたら、10軒はその住民の方からの情報提供というふうにみなして、町は、では何軒把握しているのですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） その把握はしておりません。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） では、先ほど町長、その他に町は、把握をしておりますって言われたので、そう質問したのですけども、じゃあ町長は何軒把握されているのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私は、把握しているとは言いませんよ。いや情報を収集しているってことは言いましたよ。把握と情報収集は違いますからね。その辺はちゃんと議事録をちょっと戻して聞いてみてください。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） では、今情報収集をして把握をしていないということは、1軒も情報収集ができてないという判断ですか。どうなのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは星野議員の主観であって、私たちはそういうことをやっているということでもあります。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） やっているのであれば、何軒空き家かは把握できるわけじゃないですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それ町全体のことは、やっておりません。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 町全体をやっていないということだと、どこをやっているのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） やれるところをやっているということです。

全部では住民の方々とお願ひして全部できるわけじゃありませんし、町はこういうところはどうかと行って、空き家を、危ないからもう崩れそうで、風かなんか来たら、吹っ飛びそうだから危ないとか、また、町が使いたいのではどうかというようなもとの、必要に応じて情報収集ですか。それは町の部分はそういうことでやっております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） だから、全体じゃなくても、町は、情報収集しているので、それが何軒くらいですかという話なのです。先ほど、課長が言われた10軒っていうのは、住民の方から提供された情報として10軒。町として全体じゃなくていいですけども、どの程度は把握をされているのかということ、私は、さっき聞きたくてずっとやっているのですけども。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 基本的に把握していません。今、お試し住宅の方を1回契約しておりまして、その辺も職員からの情報収集で把握しております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） ちなみに、西伊豆町にある住宅の戸数って分かりますか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） おおむね 4,000 弱ぐらい。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） 要は、そこから世帯数を引けば、そこには人が住んでいないのですよね。ただ、町長の言うように、盆正月帰ってくる家がある中に含まれていると、私は認識をするのですが、4,000 弱という戸数から世帯数を引いた数。ここから、盆正月に帰ってきて、空き家ではないという認識される建物っていうのを、私は、町が把握をすれば、当然空き家の数っていうのは把握できるとは思うのですが、その辺はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 町として必要な空き家ですか。もし何軒欲しいという時に、情報をこうやって町が、今言ったように、お試し住宅で、誰かが来ていただくために空き家はないかと。そういうことが情報収集している。また、今星野議員が言ったように、町全体の空き家を把握する。これがそんなに今の状況ですよ、町にとって必要なかどうなのか。その辺を考えてみたいと思います。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） 町が、必要か必要じゃないかじゃなくて、これは法律で「空き家等対策計画の作成」及びこれに基づく「空き家等に関する対策の実施」、その他空き家等に関する必要な処置、適正に講ずるよう努めるものとするということで、法律が施行されるようになったので、私は 25 年に質問をして法律が変わったので、改めて質問をしていますよって通告書にわざわざ書いているのですよ。だから町が必要とかじゃなくて、法的にやりなさいって書いてあるので、私は特定をしていますかという質問をしているのですが、その辺はどうなのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 星野議員は、努めるというような法律だと言いましたけど、それは確かですか。ちょっと調べてください。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） ここにあります、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」、平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号ということで、第 4 条に市町村の責務ということで書いてありま

すので、これに基づいておりますかという主旨で私は質問をしておりますけれども。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それ読んだ時にね、星野議員はそれに努めるっていうふうに結びを言ったものですから、その最後のところは、どういうふうな責務として努めるということなのか、行わなきゃいけないのか、その辺の、もう一度すみませんけども。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 言っていることは分かりますよ。努めるっていうことは、努めなくてもいいっていうふうに捉えられるということで、多分町長言っていると思いますけども。

文末は努めるものとする、はい。ですから多分そういうことを言われているの、絶対やりなさいという義務ではないと言いたいのだろうなというふうに思います。それは、分かりました。ただですね、これあくまでも、この法律の作られた目的というのが、空き家等が防災とか衛生、景観などに影響を及ぼすので、しっかり把握をして、適切な対処を取りましようよということが、この法律の主旨なわけですよ。ですから、当然、本当に町長も見て、これも家は朽ち果ててちょっと邪魔だなとか、景観に悪いなということは、ご存知だと思いますけれども、じゃあ、それは把握しているのかというと、やっぱりそれも把握はしているのかもしれませんけれども、では、これに則って、出しっこをするであるとか特定空き家として認定するとかっていうことは、今のところ答弁を聞いている限りだと、まだ、委員会とか協議会を設置してないのでやっていないということだとは思いますが、私は、これをやったらどうですかという質問をしているわけで、むきになって、今、調べてないからああじゃないっていうわけではなくて、これから、こういうこともありますので、どうですか。また、書きましたように人口が半分になるということは、世帯数も半分になるってことのわけです。簡単な話が。そうすると今から20年30年のうちに、1,000軒の空き家が出るって言ってもおかしくはない状況なので、今のうちからできることをやりましようよということで、質問をしているわけですがけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 星野議員も他の議員さんもお願ひしたいのですけども、何かをやる時は必ず財源が必要です。その辺も考えてやっていただきたいと思います。町といたしましては、今、危険な箇所、そういうものだって全部町がやればいいです。だけどそれを1軒やると、今度他の方が、うちの所もやって、うちの所もというような、あそこもここもというのが出てくる可能性があるんで、その辺をどういうふうにしたらいいのか。そのドラえものの

ポケットじゃないけど、ポケット突っ込めば何でも出てくるというものがあれば、私はやります。ですけどもそれができないこともあるものですから、今、危険なところには区にお願いして、網をかぶせて飛ばないようにするとか、そういう対策は取っております。

議長（堤 和夫君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時19分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） では、質問をちょっと変えまして、今、課長の手元にもこの法律の資料が多分あるということなので、第15条のところをちょっと見ていただきたいと思えますけれども、税制上の措置及び税制上の措置等ということで書いてありますけれども、国及び都道府県は、市町村が行う「空き家等対策計画」に基づく、空き家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空き家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充、その他の必要な財政上の措置を講ずるものとするというふうに書いてありますけれども、これというのは、国が、町がこういうことをしますと言えば、交付税やそういったものでお金を出してくれるという解釈でよろしいわけでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） これには、実は、メニューがありまして、例えば除却を目的に、その跡地を有効活用しますよと、例えば駐車場にしますとか、皆さんの公園を作りますよとか、っていうことに対して、まずは交付金の対象になりますよと。そのための例えば計画を作りますといったことについても、交付金の対象になります。そういったものでなく、ただ単純に除却だけを目的にした場合には、まず所有者の方と話し合って、その建物が換金できるかどうか。極端な言い方すると、更地にしたところは、売却できるかできないかとか、そういった指導の下に基づいて、まずはやっってくださいというのが交付金の対象になります。ただ、まったく所有者が不明ですと。なおかつ災害が発生するおそれがありますと、これは、緊急的に対応しなければならないというものについては、そういった協議をしなくても行うことができますよと。それについては交付金も対象にしますよとはっております

が、具体的には取り壊し費用のみで調査費とか、例えば、不動産登記の関係だとかっていうことについては、対象から除外しますよというようなことがありますので、町の例えば持ち出しがまったくないかというようなことではなくて、町の相応の費用負担をしなければ、事業ができないというような形です。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ちなみに、駐車場を公園というふうに一番はじめに言われましたけども、その駐車場、あくまでも公が使う駐車場ということなのか、それともその地主の方がいる話をして、こういうものをいただいてやった場合、自分が貸し出す駐車場というの也被るわけですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） まず、はじめの公なものかということについて、公の利用について、所有者が承諾した場合そういう整備をやりますよと。その整備費用については、交付金が入ってきますよということですがけれども、例えば、取り壊し費用とか収益に対して、個人が得るものがあるとそちらの方で補てんしていただきますので、取り壊し費用等については、個人負担ですよと。

ただし、そのこのところの公園だとか駐車場を整備することについては、交付金の対象で、費用の何割かを見てあげますよと言っていることであって、基本的に、個人でまずやってくださいねというのは建前です。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 当然、受益者がね、お金をいただけるのであれば、当然、個人で壊していただけるものだと思いますけれども、本当に朽ち果てているもの、要は、まだ協議会立ち上がっておりませんけれども、特定空き家に認定されるであろうというようなものも、先ほどなんか協議をしなくてもできるようなニュアンスに聞き取れたのですが、そういったものには、国は一切お金を出さないというわけではなくて、調査費とかは出ないでしょうけれども、解体費に関しては出るという認識でよろしいわけですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） これはあくまでも、所有者が特定できない場合です。なおかつ緊急性を認めて、協議会の方で、これが特定空き家で危険性があるということで、取り壊す場合については、町の方から交付金の事業として承認をあげて、承認されればその費用についてはでできますけれども、例えば、用地を今後どうするのかということについて、決

定できないと中々事業を進めるのが難しいというような話が出ております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） あくまでもこれはこういうふうには書いてありますけれども、基本的には、もうにっちもさっちもいかないところに関してはお金が出てくるけれども、受益者がいたり所有者がいたりという場合は、出てこないという認識でよろしいわけですね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） この空き家対策、今情報収集とか何とかについては、町がやったのは、あくまでも空き家バンク、その対象の空き家情報、その収集ですから、星野議員が言っている法律的なもの、これについては、今のところやってないというのが現状であります。ただ、今から必要であればやらなきゃいけないと。また、法律が義務付けられる前に、やれるものであれば、やっていくというようなことになりますけど、ただ、星野議員の質問と、私たちの質問が噛み合わないのはそういうとこだと思いますよ。義務付けられているものでない、また、町としたら努力義務だというふうに解釈しておりますので、必要に応じてやってくふうに、町としては考えております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 私は、通告書にも書きましたけども、災害とかでもしそれが加害者になる可能性がある、要は、火災が発生することや崩れてということなので、それは、町長、これから検討されていかれるのでしょうから、やっていただければというように思うのですが、前回質問をした時には、今6分の1とか3分の1の税控除が多分、建物にはかかっていると思いますけれども、特定空き家に認定されるとそれがなくなるので、所有者からすれば増税になるわけですね。そういうこともありますので、もし、町が多少なりとも補助をしてくれれば、ちょっとは解体する気が起きるのかなということもありましたが、前は、結局家が建っていた方が更地にするよりも所有者が有益だったからやらないっていう答弁だったと思うのですよ。なので、今回、ちょっと状況が変わってきますので、もしそういうことが呼び水になればということで、あくまでも、この質問はさせていただいている定義が私の中でありましたもので、そういったことをございます。ただ、何て言うのですかね。まちあるきなどしておりますと、やっぱり、危ないブロック塀とか、本当にこの家は持つのかなというようなお家を見ますので、ブロック塀に関しては、町が補助をしています。ただ、空き家に関してはやっぱりそういうのはないので、もしできるのであればブロック塀相当という額はずくなくなりますけれども、そういったものがもしあれば、解体業者さんの仕事

も出てくるだろうし、更地ができれば隣の人がある土地を買って庭にすることもあればないということがありますので、いかがかなということで2番目に解体費の補助ということで質問しましたけれども、先ほど、町長考えていないということなのですが、これは今後とも考えていかないのか、今は考えていかないけれども、今後は、検討するということなのか、その辺はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私は、考えていませんけれども、また、必要がどういふ必要が出てくるのか、補助が、あの先ほど交付金って言っていますけれども、昨日の誰かの質問の中に言いましたように、今、交付金の額が、今、国県が言っている金額ですか、それがもうだいぶ本当に私たちが今まで予想していた金額の1割ぐらい、1割つくかつかないぐらいの交付金があったのですから、中々交付金が付くからやるというようなことも言えないのですから、それは財政を見ながら、どういふふうにしていくのか。今後の検討課題になると思います。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） はい、それは私も重々承知で、このあと補正予算でできますけれども、約9,000万円の工事が吹っ飛ぶわけですね。そういったことで、ですので、私はもう町にお金がないことも分かっていますけれども、ただ、災害の時、また火災の時そういったことが危険になる可能性があるんで、できるならばやっていただければなということと、普通家庭って書くと家と庭で家庭なので、私の住んでいる田子もそうですけれども、隣は、全部四隅囲まれて家とかですね、そういったことよりも、今若い人なんかの家を建てる場所を見ると、昔田んぼだったところに家を建てて駐車場を作って、まだ庭があるような家を作る人が増えてきているようにも思いますので、そういったことにも活用できないのかなということと、逆に1軒解体をすれば、今までは重機が入れなかったから解体したくてもできなかったよという方が、隣の家がなくなって、車が入れるようになったのでやろうかなという方も出てくるかもということもありますので、質問させていただきましたので、今後検討を重ねていただければいいかなというふうに思います。

次に（4）の代執行についてということで、町長、ちょっと認定されなければこれもできないということなのですが、私は、あまり、この代執行についてはされない方がいいのかなというふうに思います、当然、代執行の場合、一時的には、町が解体しますけれども、所有者が分かっている場合は、そこに請求しなきゃいけないわけですね。なので、どの道本人が、解体する気がないのであれば、多分、お金も払ってもらえないのかなというふう

に思いますけれども、ただ、これは1つの例として、安良里の網屋崎の道路が開通しましたけれども、あそこの先に3件くらい木造の建物があって、本当に誰が見てもこれは朽ち果てているであろうというものがありますけれども、要は、ああいうものをどうにか、町が、解体をすれば、不審な方が火をつけたとか何とかっていう危険もなくなるかもしれませんし、景観的にもよくなるのではないのかなというふうに思うので、一応わざとこの代執行は、そういうのを見てですね、思ったわけですが、そういったことには、こう適用というか、あくまでも特定空き家と認定して、本人に通告をして、やらない場合に代執行という最終的な手段だとは思いますが、代執行しないまでも、その手前の壊してもらえませんかという通知はできないのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今、例に出しました、安良里の網屋崎の件ですけども、私もそう思いまして、あそこの持ち主に、お願いしたら、しなさいという指示はしてあります。この代執行をやって星野議員がおっしゃったように、その持ち主が払えないと、町が全部負担しなきゃなんないです。ですからその辺が、今、星野議員が言ったように、これが果たしていいのかどうなのか。その辺もありますので、この辺も慎重に考えなきゃいけない。また、今、言ったように協議会を立ち上げて、そこで認定しないと中々、このまま、この法律にのっとった代執行ができないということでもありますので、何か他に方法はないのか。今網屋崎の例が出ましたので、そういうのも検討して今いかなきゃいけないなと。

いろいろなものが、網屋崎だけでなくいろいろありますので、その辺を検討していきたいなというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） はい、ではそのようにお願いをしたいと思います。

では、次の3番目、井戸について質問をしていきますけれども、町内の井戸について把握をしていないということは、多分さっきの空き家と同じで、個人的にはちょっとここにあるかもというぐらいは知っているけれども、数として、そして場所として出るか出ないかも含めて把握をしていない、要は確実な情報として把握をしていないということによろしいわけですか。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） そのとおりです。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） これに関してはですね、まったく、法律の裏づけがあるとかどうこうというのではないわけですが、熊本の震災を、本当に、つい最近あったわけですが、飲料水、要はペットボトルに入った水に関しては、本当に3日、4日あると届くそうです、やはり、お風呂や洗濯、そういった水がない。西伊豆町の場合は、川のあるところであれば、仁科が一番いいのですけれども、そういうところで、洗濯ができるかもしれませんが、田子みたいに川あっても水があんまり流れてないとか、そういったところだとどうにかしてそういった水を確保しなければ、ちょっといけないのかなというふうに思います。当然、自主防の方で海水を真水に変えるようなものは持っていると思います、そういうものに関しては多分、飲料水という形で使われると思いますし、洗濯やお風呂の水とかですね、いろいろ生活用水、トイレの水とかで使うと莫大な量になりますので、できれば自然的に出ているものが望ましいかなというふうに思います。井戸は把握してないけども、類似の水源に関しては、飲めるかどうか分かんないとか、飲めるものも一部あるということで町長把握しているということですので、これもできれば努力義務というか、私が努力して欲しいと言っているだけですけれども、把握をした方が、何かあった時に有効な水源になるのではないのかなというふうに思いますので、検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今、町といたしましては、先に飲料水の確保、これを優先的に考えております。

ただ、その、今湧水ですか。自然に湧き出ているのが、町内に8か所ぐらいあります。その辺を今言われたようなものに使ったらどうかなのというふうに思っていますけども、先にその昨日も質問がありましたように、飲料水の確保ですか。これに今後努めなきゃいけないのかな。非常食はありますけども、やはり飲料水がないとちょっと困るのですから、その辺をただその優先して考えていきたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 飲料水の備蓄は、3日ぐらいあれば、多分本当に救援物資が届くというような感覚でいてもいいのかな。当然、伊豆半島の場合は港もだめ、山の道もだめっていうと、物資の供給は難しいかもしれませんが、自衛隊のヘリコプターとかっていう手も当然あるかと思っておりますので、水だけずっとそんなにたくさん持っているのも、中々難しいでしょうから。といても言っても地震があって、本管が破裂した場合、工事ができるのかっていうことも含めて、私は、水道水はあまりあてにならないなというふうに思っております。

ので、そういったことで、代替の用水としてこういうものをということで、質問をしております。町長、把握をこれから努めるというかですね、いろいろやっていただけそうな答弁、先ほどいただいていますので、そのように進めていただければ大変助かるなというふうに思っています。

では、最後の4点目の第4分団の今後についてですけれども、急に、町長、壇上で、移転を考えていると言い出しましたものですから、私はびっくりしておるわけですが、この話は、いつ飛び出てきた話なのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） いつって言うより、前から安良里地区、田子地区、それで宇久須地区は、あそこで高台あるのですからね、もう大丈夫だろうと。前から仁科地区の昔の第3分団ですけど沢田地区の蔵置所がもう古くてどうしようもないと、移転をしてくれという話は前からありました。そういう中で、いっそのこと仁科地区を、下が。あれ何だっけ、中か。中から下の分団、詰所を全部一緒にしたらどうかというようなものは考えておりました。田子の方が第3分団の方が、去年の末ですか。年度末に完成したと。次はじゃあ仁科だなということで、それ以後、暖めたものを団長に話をし、候補地等を探してくださいというようなことで、団長にお話して、団長の方からここはどうだというようなところもいただいております。また、分団の方から4つぐらいの候補地かな、それをあげていただいておりますし、そういうことで、最終的にはどこがいいのか、決定しなきゃいけないのですけども、一応、今そういうことで場所の選定ですか。今しておりますので、決定次第、また皆さん方にもそういう話はお知らせしますけども、今、着々と進んでいるというふうに理解してください。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 分団の方からも、4つぐらい案が出ているということなので、私も田子の3分団の時に案をいろいろ出させていただいて、町と話して、結果あそこになったという経緯ありますけども、じゃあ分団とはしっかりこう連携が取れているという理解でよろしいわけですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 直接私が話したわけじゃありませんけども、団長がやっていただいているとふうに、私は認識しております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） ちなみに、移転について、4と5を一緒にしてはということも言われ

たのですけども、5のあるところって、先川のところでいいわけですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そこまで考えております。いっそうのことやった方がいいじゃないかなと。また宇久須地区、安良里地区、田子地区を見ますと、やはりその1か所である程度分団、詰所で活動していただいているということがあるのですからね。この下の全体をまとめても、他の地区と比べてもそうは遠くないだろうとふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 確かに、あそこ浸水域外、地図上は、なっているのでそういう案もあるのかなというふうに思うのですけども、逆に考えると消防署もあって、分団2個分団があそこにあると、あそこが何かあると多分全部だめになるので、1個ぐらい離しておいた方が私は逆にいいのかなというふうな発想を持つのですけども、その辺はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 星野議員は、どこを想定しているか分かりませんが、私もまだ具体的なものは言わない方がいいのかなと思って言いませんでしたけども、いろいろなことを考えて、逆に、そこなら安全だと。それで、消防署もそこへと移転するというのであれば、安全なところの方がいいじゃないかなと。また、土地を確保するに中々大変な面もあります。そういうことで、今、地主の方に、正式じゃないですけども、打診をしてもらっております。また職員にも、職員って副町長に一応話をしてみなさいと指示はしてありますけど、そういうことであそこへどうだろうということを進めております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 多分、これは言わないと思いますので、あえて聞きますけども、小隊から出ているというのは、案が4つぐらいあるってというのは。

言わない方がいいですね。ですけれども、その中に、1個でちゃんと含まれているのか、その他の用地もこう何て言うのですかね。できるのかできないのかっていう検討はこれからするのか。それとももうそれを見てとりあえず今の話で進んでいこうと思っているのか、それともその4つを小隊が、分団が出してきて、それを含めて今から協議をするのかってというのはどうなのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今、私たちが想定しているところも、4つの中の1つに入っております。そういう関係で、その中でどこが一番いいだろうと。町としても町の考えていること、状況

等を勘案してどこがいいか。だいたい、今のところの方が、今私たちが思っているとこの方が条件的にはいいじゃないかなというような、今、判断していますけれども。何かもっと大きな判断材料が出てきて、デメリットが出てくるとまた違ってきますけど。またそれは消防団長を含めて、話していかなきゃいけないのかなと思っております、今のところはそういうことで進めていきたいなというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 私もこの沢田のところはですね、老朽しているので、（3）で老朽施設ということで書きまして、あそこちょっと移転した方がいいのではないのかなってというのが元々この質問の主旨なのですけども、仁科の場合は、結局、町長言われているところ、私もだいたい分かりますけども、あそこからだと、上から堂ヶ島まで全部になると相当広域になるなというふうに思うので、田子とか安良里とか宇久須は比較的しゅっとまとまったって言ったら変ですけども、地区がまとまっているので1個でぼんと置いてあってもいいかなとは思っているのですけども、その辺も再度検討していただければというふうに思いますが、堂ヶ島、2年ぐらい連続で放火ありまして、やっぱりそういうところに行くという距離も考えると、あんまりこうまとめてしまうよりは、大まかまとめても、1個小隊くらいはどっか違うところに作るとか、そういうことも検討した方が、私は懸命かなというふうには思いますが、そういったことは考えてはおりませんか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その辺は考えておりません。できれば1か所に、まとめたいというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 中々思っていることが硬いようなので、あくまでもうまく分団と話し合いをしていただいて、進めていただいた方がいいのかなというふうに思います。当然町長は、浸水域外から外したいという思いも分かりますし、まとめた方がということも分かりますけれども、活動する団員からすると、1回あそこまで行って、またこっちに火災があった時に行くのかという思いも当然あるかというふうに思いますので、その辺も熟慮して検討を進めていただければというふうに思います。

これ以上質問をしても、これは進む話でもありませんし、場所が未だ特定されているわけでもないの、多分、私と町長の思っているところは同じところかなという想定で話をしておりますので、この辺で終わりますけども、よく相談をして決めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 8 番、星野浄晋君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 43 分

再開 午前 10 時 51 分

山 田 厚 司 君

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 6 番、山田厚司君。

〔 6 番 山田厚司君登壇 〕

6 番（山田厚司君） それでは、議長のお許しを得ましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問はですね、大きく分けて 2 点であります。1 点は国民健康保険の運営改善策について。もう 1 点は固定遊具についてであります。

1 点目の国民健康保険の運営改善策についてですが、国民健康保険は、わが国の国民皆保険の基盤となる仕組みであり、全国 1,717 の市町村で運営され、2,025 万世帯、3,466 万人の加入者を誇っていますが、近年人口構造の変化や産業構造の変化など、多くの課題を抱えています。加入者としては、自営業者や年金生活者、低所得者等が多く、加入者 1 人あたりの平均所得も他の公的保険と比べ低く、財政運営が厳しい状況にあります。このため、制度改革により平成 30 年度から国民健康保険を都道府県単位化する政策が進められています。しかしながら、都道府県単位化と言っても、市町村には保険料徴収義務が残り、医療費の抑制が迫られることとなります。一人当たりの医療費が県下トップである西伊豆町は厳しい状況にあり、対策が急務です。以上を踏まえて質問します。

（ 1 ）医療費適正化計画について。

医療費は、高齢化の進行・医療技術の高度化などにより、平成 25 年度には 40 兆円を超えています。国では、計画的な医療費適正化計画に本腰を入れ、また、それにともない、県で

も医療費適正化計画が作成されています。西伊豆町でも対策はありますが、さらに数値目標等を盛り込んだ計画、対策が必要と思うが、いかがか。

(2) 特定健診受診率アップについて。

医療費が高くなる要因として、高血圧症疾患、糖尿病、脳血管疾患など生活習慣病があげられます。特定健診は、これらの生活習慣病予防のため、40歳から74歳を対象に行われています。全国的にも、早期発見・早期治療の効果が認められているのにも関わらず、受診率は計画どおり進まず問題視されております。西伊豆町の問題点と対策を伺います。

(3) 健康寿命について。

厚生労働省から、介護の必要がなく、健康的に生活できる期間を示す健康寿命について、全国ランキングの公表がありました。静岡県では、男性は全国3位、女性は2位で、男女計でも2位で73.9歳とのこと。健康寿命が延びると医療費削減にも繋がることから、60歳以上の被保険者が多い西伊豆町も健康寿命を延ばすことを目標に対策を立てるべきと思うが、いかがか。

(4) 健康・体力アップについて。

県下トップの高齢化率となった西伊豆町では、当然のことながら健康保険の構造的な問題とされる被保険者の年齢構成も他市町と比べて高く、そのために医療費水準が高いことが推測されます。抜本的な対策として、健康・体力づくりのための知識や運動不足・体力年齢チェックなどを広めていながら、日常生活の中で、少しでも体を動かし、健康・体力アップに繋げていけるようなことを浸透させていくべきと思うが、いかがか。

(5) かかりつけ医・薬剤師体制の変革について。

過日の新聞報道にありましたが、診療報酬が4月より改正されました。改正の特徴としては、日常的な診療や、薬剤の提供を担うかかりつけと言われる医師や薬剤師への待遇改善をして、患者が住みなれた地域でかかりつけの医師と薬剤師を持つことで、医療体制整備をし、入院から在宅への転換を推進するものと聞いています。重症者向けの過剰な病床を減らすために要件を厳格化、紹介状なしに500床以上の大病院を受診すると追加負担が発生するなど、改正による国民保険の運営への影響をどう考えているのか伺います。

大きな2番目として、固定遊具についてです。幼稚園、保育園、認定こども園、小学校には鉄棒、ブランコ、雲梯、ジャングルジムなど多くの固定遊具が設置され、また、中学校にも鉄棒、高鉄棒、登り棒などが設置されています。その固定遊具は、子どもたちに冒険や挑戦といった遊びを提供し、あるいは遊びに変化を与え、体を動かすことで運動機能を向上さ

せ、心身ともに健全育成が期待されています。

一方で、健康遊具による事故などの問題もあります。以上を踏まえて質問します。

1、健康遊具の危険管理と安全性確保について。

町有固定遊具の経年劣化や、維持管理の不備による腐食、破損、磨耗などの危険管理、安全性確保についての対応は、どのようになっていますか。

2、賀茂小学校の固定遊具撤去について。

一般的な撤去の理由として、1、老朽化して修理が不可能である場合、2、危険であると判断された場合、3、子どもの怪我が多い、事故が起きた場合など、危険を予防するためと考えられます。

今回、賀茂小学校のジャングルジムが撤去されることになりましたが、その理由とどのような検討をされたのかを伺います。

以上、明確な答弁を期待して、壇上での質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 山田議員の質問にお答えします。

1番目の国民健康保険の運営改善ですけれども、医療費の適正計画ですか。これにつきましては、平成30年度に広域化がはじまります。この辺は県と運営方針が定められた時点で検討していかなくちゃいけないと、ふうに思っております。

また2番目の特定健診の受診率アップですか。問題点と対策、これは、問題点はいろいろあるかと思えます。それを解決するために、対策としてがん検診とのセット健診、また受診の利便性を上げることを目的として土曜日、日曜日の受診日を設けて受診しやすくしている。また5月と10月の2回実施して、受診機会を増やしているというようなことが問題点であり対策であるとふうに認識しております。

3番目の健康寿命ですけれども、延ばすことの目標についてでありますけど、介護予防教室の実施や特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクは高い人には保健指導等を行っています。

4番目の健康・体力アップについてですけれども、積極的に活動している住民には、住民とどうか方には、いろいろな支援をしていると。また、これからももっともっとやっていかなくちゃいけないとふうに思っております。

5番目のかかりつけ医と薬剤体制の変化ですか。国保への運営影響をどう思うかってこと

でありますけども、国民健康保険の運営には影響のないものと認識しております。

大きな2番目の固定遊具ですか。これにつきましては、専門業者による遊具施設の点検を年3回実施しております。また、学校現場や教育委員会には、施設の長寿命化が図れるように、日頃から目視点検や簡易塗装の維持管理作業を心がけるように指示しております。

賀茂小学校のジャングルジムが撤去されたことでありますけども、遊具施設の点検により、撤去が必要と報告を受け、施設の状況を確認したところ、安全性の確保が難しいと判断いたしました。撤去することにいたしました。

以上で壇上での答弁を終わります。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） では、随時再質問していきたいと思えます。

まず、最初の方の医療費の適正化についてなんですけども、30年の県の運営化する時点でというふうなことなんですけども、この普通、一般的に、考えられる、考えて、県と合併してっていうか、県と一緒にっていうことでなくしても、医療費が増大する原因というふうなこと考えますと、普通に考えられる要因っていうものでいきますと、入院期間の増大、入院医療費、そういったものを縮減してく。あとは、その入院でいきますと精神の病床、感染症病床及び結核などの以外で、病状が意外と安定している人が、長期療養患者って言いますか、そういう人が病院に長いこと入院する療養病床、そういったものがあると思うんですけど、そういったものを削減していく。こういったことで、医療費を少なくしてく。あとは、ジェネリックの医薬品、医薬品を検討してってことで、医療費を削減してっていうふうなこと考えられると思えますけど、そういったふうな部分のことは考えてはいるのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ジェネリックの問題あたりは、もう山田議員は町がやっていることはご承知じゃないですか。もう前から、広報に掲載をする、いろんな機会に、ジェネリックを使ってくださいというのは、皆さん方にもお願いしているし、住民の方々にも、そういう告知はしているはず。ただ、今、特定疾患の方ですか。そういう方々に、そういう施設へ早く退院してくださいというのは、私たちの口からはとてもそれは言えません。ちゃんと、健全に治療して、健全になるまで治療してください。それはもうお金がかかってもやはりその人の人生にとって、それが大切であると、医師が判断したものでありますから、私たちがそこに対して早く退院、入院期間を短くして退院してくださいというふうなことは、私たちは言えないと思っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6 番（山田厚司君） 分かりました。その別のやつですね、もう 1 つの問題で、1 人の人が、同じ病気でいくつもの病院にかかる重複受診と、それと頻繁に何度も何度も病院に通っちゃうというふうな、頻回受診というものがあると思うのですが、これに対しての指導というものは、どういうふうに考えていますか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その多重受診とかそういうものについても、町はもう 10 年 20 年前からやっていることでありまして、今はじまったことじゃないと思っております。ただ、それが何で多重受診とか、何回も行かなきゃならないのか、その辺の要因はちゃんと調べなきゃ分かりませんが、それもやはり医療の過疎化ですか。そういうものに繋がっていくのかなというふうに思いますので、その辺は何とも言えませんが、そういう住民に対する啓蒙は、もうとっくにやっているということを確認していただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6 番（山田厚司君） では、その辺のところはいいです。

特定健診の受診率のアップについてちょっとお聞きします。この特定健診の受診率のアップですけども、これ、27 年度の時の資料でもらったのですが、計画でもって、27 年度 50 パーセントを目指すよってというふうな話の時に、これやっぱり、前年度の実績が、26 年度が 37 パーセントしかなかったということの中で、ここの中から 1,500、37 パーセントの 1,500 人、1,000 人、1,050 人ですか、1,054 人。これくらいの実績しかなかったものを、1,400 人まで上げていくよというふうなその数字の積み上げの中で、ここでこういったところで受診率のアップを狙って、どこのところを特に受診を多くしようというふうなことで考えてやってきたのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それにつきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、がん検診とセットにしたりとか、土日の受診日を設けたりとか、あとは 5 月と 10 月の 2 回実施して受診機会を増やすとか、極力国保の加入者が受けやすいような体制を作る中で、受診率を上げるような方向で考えております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6 番（山田厚司君） それは大まかな数字の話の中で、例えばがん検診を増やす、受診機会を増やして、ではそれでもって何人ぐらいを受診する人を増やすとか、例えばでは西伊豆町

の中で一番受診率の悪い地区とか、そういったものというのは把握していますか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 過去の実績ですと、仁科地区が一番受診率的には下がっております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） ではその仁科地区の受診率が悪い理由等は、実態を調査したりしてということはあると思います。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 受診率が悪い実態等は、調査等はしておりません。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 受診率を、上げる1つの方策の1つとして、例えば、今まで一度も受診していなかった人、こういった人を、掘り起こしていくってということも1つだと思うのですが、例えば、その仁科地区で、一度も受診してなかった人が、何で受診していなかったかっていうふうな理由を、知らずしてその受診率を上げるというふうなことを言っても、中々数字に繋がらないと思うのですが、その辺のところを、もう少し把握してって対策を打つべきだと思うのですが、そういうことはやらないのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ですから、受診率を上げるために、私は先ほど答弁した、課長が答弁したようにいろいろな対策を練っていると。それで、今何なのかと言いますと、健康は、自分が健康だからってという自信を持っている方かもしれません。まためんどくさいという人もいるかも知りません。それは、私たちがそこまで把握はできませんので、大まかな目標で50パーセントを目標にしていると。26年度の受診率が39.8パーセントですか。これは県下でも17位であります。そういうような数字は大きな目標は立てますけども、個々の目標、目標って言うのですか、そういうものは今のところありませんけども、問題点と対策をセットに、セットと言いますか、問題点がそういう問題点だから、それを解消するために少しでもこういうものを住民に対して受診できるような、多く受診してもらうような対策は取っているということでもあります。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 確かにですね、特に理由はない、めんどくさいからってというふうなことが、受診しない理由の大きな点だっているというふうなことは、これは静岡県の特設健診の実

態報告、そういう中のものの報告の中にも、そういうものがありました。考えてみれば、40代を過ぎた中で、一番多く受診してない世代が40代50代の働き盛り。それから女性の人が多いそうですけども、その辺の世代というのは、自分には関係ないことだ。受診するっていうのはそういったことではない。私には関係ないって思っている人が多いみたいですけども、例えば、その今言われるように、それは、平日は忙しいからじゃあ日曜日に受診できるようにしたふうなところで、日曜日に受診したところ、何人ぐらい、今まで受診してなかった人が、受診するようになったかっていうふうなところを、細かいかもしれないですけども、その辺をね、ピックアップして行っていないと、中々受診率が、上がっていかないような気がしますけども、そういったことはやらないんですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） ですから、新しい試みとしてこういう対策打っておりますと。この対策によってどのくらいの人があるのかどうか。これから検証しなきゃいけないのですよ。ただ、これだって目標値を、じゃあがん検診と併用でやったら。じゃあこのアップを10人とか20人と目標値を上げると、また、山田議員は来年になってじゃあ何人受けたか。それで3人5人になったらどうしてなのかというような質問になろうかと思えます。そういうことでなくて、全体で今40パーセントのやつが20パーセントアップの50パーセントにしたいというふうなことで、大きな目標を立てて、今対策を立てているというふうに理解していただきたいと思えます。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） では、分かりました。では、その数字のことは、はいもうやめます。

では、この5月と10月の2回に分けてやっているよとか、例えば土日でも受けられるよというふうな、そういった情報の、広報的なものでいいですよと、私、少し思うんですけども、毎回、町の広報誌なんかでいくと、そういった健康増進課の部分のところ、見開きで2ページぐらいずつ必ず載っていますよね。そのところの部分、例えばそういう情報を特化した中で、1つのその年間通したような、学校を作ってみるのも1つの手だと思うんですけども、そういったことは検討したりはできないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 年間を通しての健康診断とか、そういう健診の予定をまた別添で刷りまして各戸配布をしております。健康カレンダーっていうのを。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） もう1つ、広報の件ですけども、今、西伊豆だよりですか。これには広報には、今言ったように掲載してあるということです。その辺も山田議員もちゃんと確かめていただきたいと思います。

もう1つは、今考えているのは、考えているって言ったらかわいいんですけども、実行しているのは、前に、私、ラジオ聞いている時に、ごみの収集車で町のお知らせをやっているというようなところがあるそうです。それを聞いたので、私たちの町もどうかということで、総務課長に話をして、今、ごみの収集車に1台マイクが付いているそうです。ですからそれを試験的に1台、その1台の車でいろいろな町の行事、予定等をごみの収集の時に流しているというような状況でありまして、その辺がどういうふうに住民の方々が感じるか分かりませんが、もっともそのごみの収集車にそういうマイクを付けて、住民、そういうようなものを、広報を流したらどうかということを今検討しておりますけどもね、それ、紙だけでなくそういうものでもやっていければ、少しでも住民の方々に知っていただけるじゃないかなというような思いで、そういうものを進める予定であります。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） ゴミの収集車でもやっているっていうことは分かりました。あと1つ、そういったことで言いますと、区とのタイアップとかいうふうな話でいきますと、区の保健委員さんがいますよね。その保健委員さんを通じて、健診勧奨を図るというふうなことは、どの程度やっています。そういったことになれば、今度の保健委員さんに対してですね、研修なり何なりっていうことも必要になってくるかと思えますけど、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 保健委員さんに対しましては、町の方で保健委員会を開催しております。2年任期で今年が2年目に入りますんですけども、1年目で全体的なその町の状況を勉強してもらいまして、2年目でその各地区へと出てもらいまして、地区の中に入ってその健康教室とかそこら辺の実践の活動をやらせてもらうような格好でやっています。で、その中で、その健診等のPRも行ったりもしていると思っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） ある程度のPRはやっているっていう、個別に何名ぐらいの、推奨とかそういうことはやってないって感じですか。どこまでの範囲でやっているのか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 保健師さんに、区の保健委員の皆さま方にはこういうものをお願いしますと言っていますが、それがどのように住民に伝わっているかということについては、把握してないということでもあります。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 次、分かりました。

次の健康寿命の話にいきます。健康寿命のところでいきますと、西伊豆町の場合、特に気をつけなければならないというところではいきますと、特定健診なんかの結果等を踏まえますと、高血圧症と言いますか、高血圧症の有病者、そういったものに注意していかなければならないと思いますけども、特に、この病気に気をつけなきゃならないとかっていうものは、把握していますか、注意していますか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 平成26年度から重症化予防としまして、慢性腎臓病、これにかかりますと進行してきますと人工透析とか心疾患のリスクが上がります。この方たちをピックアップしまして、賀茂健康福祉センターと一緒に対象者のお宅を訪問したりとか、あと地域の診療所等一致協力しまして、その方たちの診察とかをやったりとか情報共有を行っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 高血圧症とかそんなに注意はしてない。

いいです。腎臓病に関してなんですけども、例えばそれ訪問するってということなんですけども、保健師さんが訪問するわけですよね。例えば、その保健師さんが、例えば、保母さんとか幼稚園の先生の場合は、その代わりがある。臨時とかそういったもので休んだ場合の話ですけども、そういった体制を組むと思うんですけども、例えば何かの場合で急に休みが出たよっていうふうな時の体制作りです。保健師さんに急に休みが出た場合の体制とかは、どういうふうな形を取っています。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今の質問は、保健師が訪問する時に急に休みが出た時にどうしているかということですか。それにつきましては、事前に対象者の方と電話等で連絡を取りまして、訪問するようにしています。仮に急に休むことになった場合は、代わりの保健師と一緒にいくような格好で行っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 特に、保健師さんの場合、いろんな場合の保健指導っていうのが、これ一番重要な医療費を抑える場合においては、重要な事務になってくると思うのですが、今の感じでいきますと、例えばそれが、中期長期にわたって休みが入るよっていうふうになった場合に関してはいかがなのですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 保健師体制に不備が生じれば、対策は考えます。今のところそういう方がいないのですから、今、保健師といろいろな話はしていますけども、待遇面、または人的な問題、そういうものを含めて、協議していますけれども、今、山田議員が心配されていることは、私たちも心配して、それはできるだけないような健康管理ですか。そういうものをしていただいておりますので、長期休暇というものについては、今のところそんなに心配してなくてもいいじゃないかなというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） あと、これ静岡県が実施する「ふじのくに健康増進計画、アクションプラン」っていうものがありまして、その中で、「健康マイレージ事業」っていうのがあると思うのです。その中で、これは住民が日々の運動や食事などの生活改善や、健康診断の受診、健康講座、スポーツ教室、ボランティア活動などの社会参加などの市町で決定した健康づくりメニューを行った場合に、特典を受けられると、そういったことで「ふじのくに健康いきいきカード」、こういったものを発行してもらいながら、ふじのくに健康いきいきカード協力店、こういったところで特典を受けられるといったことです、これは、実施主体は各市町・市町村で、県が支援を行うっていうことなのですけれども、各県の市町村によっては、対応や実施状況に差があるみたいなのですけれども、先ほど特になんかがん検診っていうふうな話がありましたので、松崎町がこれ実施した例をあげますと、ボーナスポイントとして、がん検診などの自己負担金を無料にするっていうふうなことで、この健康マイレージ事業、これを実施したっていうことなのです。健康に有効なそういった事業や奉仕活動なんかも含めて、貢献したものに関しては、そのスタンプはやって、さらにはそのボーナスポイントとして、がん検診などの自己負担分を特典がもらえるっていうのは無料でできるっていうような特典がもらえると。こういったような制度を、一度検討してみるようなことが必要ではないかなというふうに思いますけども、いかがなものですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 山田議員、それは通告にありませんから簡単に説明しますけども、そ

のものは考えておりません。ただ、今、健康寿命ですか、延ばすために各地区に広場ですか、運動場兼広場を設置してあります。そういうところで自分の健康を維持していただく。そしてまた講座ですか、研修会等も開催してやっておりますので、ぜひそういうものを利用していただいて、自分の健康を維持するというような方向に私たちも啓蒙ですか。周知しなきゃいけないと思いますけれども、住民の方々にもぜひそういうものには参加していただいて、自分の健康維持に努めていただきたいなというふうに思います。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 運動、運動場とか広場っていうふうな話があったのですが、健康を増進するっていうふうなことで言いますと、そのウォーキングとか歩け歩けっていうのが、結構、西伊豆町内でも、結構実施している人がいると思うのですが、結構、交通安全上、ちょっと危なそうなところを歩いている人がたまに見かけることがあるのですが、こういった人に対して、例えばそのウォーキングのコースなりを、記したマップ等を、作成して与えてやるというのも1つのあれだと思いますけども、そういったことは考えられないですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そういうこともありますけども、歩け歩けやっている方が、暗いところでいいのかなのか。もしそういうとこ指定すると、ちゃんと今外灯等、ある程度の明るさも確保しなきゃいけない。今、住民の方々はその安全なところを歩くために、危険を多少冒しても歩くということじゃないかと私は思っています。それは、各地区において、車の通らない山の方へと行けばいい、そりゃ簡単に思いますけれども、それはやはり、やるためには道路の整備、また明るさですか、防犯的な防犯面でもいろいろやらなきゃいけないということで、簡単に口ではいいですけども、できないというのが今のところすぐにはできないことが現状であります。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） いや暗いところというふうな意味ではなかったのですが。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、歩く人たちが明るいところで安全なところがあれば、そこをウォーキングすると思います。ただ、私が言っているのは、山田議員が言うようにそういうものを、ハイキングコース等歩け歩けコースですか。そういうものを指定するのになると、やはり安全面を考えなきゃいけないということを思いますので、中々指定はできないという

ことであります。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） では、1つ、こういったあれが、事例があったのですけども、小山町なののですけども、介護予防や運動習慣を図るオリジナル運動って言いますか、そういったもので、元気なら体操っていうのを考案して、何かの時につけて事前にいろいろみなでやっているっていうふうなことなののですけれども、健康運動指導士、理学療法士、音楽療法士等が、中心となって健康づくり推進協議会という中で、考案したものだそうなののですけれども、これを、DVDに、ユーチューブ、こういったものに流しながら、介護施設、または老人会、そういったところに流しているいろいろな機会を通じて、事前にそういったものを、運動をしているっていうふうなことなののですけども、西伊豆町も確かに健康づくり推進協議会っていうふうなものがあったと思うのですけども、敬老会とかそういったところでも、オリジナルのなんですか、踊りみたいなものを、作ったりしているっていう団体もあったのですから、そういったものが作れるというふうな土壌もあると思いますので、こういった健康体操みたいなものを、作ってみようかというふうな、発想もあってもいいと思いますけども、そういった点はいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今のところ私にはありません。ただそういう健康体操等に必要であれば、ラジオ体操で十分間に合うじゃないかと、そういう集まりですか。そういう時にラジオ体操をやってもらうとか、そういうようなことは考えてもいいのですけども、改めてそういうような西伊豆町独自の健康体操ですか。今のところ考えておりません。

議長（堤 和夫君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時31分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

山田厚司君。

6番（山田厚司君） それでは、このかかりつけ医の話なののですけども、このかかりつけ医、答弁としては影響がないのではないかっていうふうな話だったのですけども、この大病院っていうふうなことについて、この500床以上の大病院、この地域の中で、500床以上の大病

院っていうふうなことで言いますと、どのへんを認識しております。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） これ要件としまして、500 床以上の大病院とあと特定機能病院っていうのがありまして、一応この近辺ですと順天堂の静岡病院、そこらへんを想定しております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6 番（山田厚司君） 順天堂だけですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） それ以外は今分かりません。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6 番（山田厚司君） 私、順天堂が、調べたところでは、順天堂が 552 床、それから沼津の市立病院が 500 床、それから、県立のがんセンター、これが一番多くて、その専門的って言いましたら、がんセンターが一番専門的だと思うのですけれども、これが 615 床、この東部の方って言いますか、この地域で、大病院という括りで言ったら、この 3 つが大病院になって、それで、元の東静岡病院ですか。独立行政の静岡医療センター。これは、450 床しかないので、大病院の括りから外れるわけなのですよ。ですから、こういったところに、かかりつけ医の紹介状なしに、行くと初診で 5,000 円以上、あるいは再診で 2,500 円以上の負担を求められるっていうふうなことになる。要は、影響はあんまりないのではないかっていうふうなことだったのですが、要は、情報っていうか、そういったものが、あんまり精査されて、一般の住民の方にも、伝わっていないのじゃないかなっていうふうなことを心配するわけなんですけれど、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 山田議員の質問の通告によりますと、国民健康保険への運営への影響をどう考えるかということなので、運営には、国民健康保険の運営にはあまり関係ないという答弁をいたしました。山田議員の話だと、運営じゃなくて個人のことはなされているのでは、どうでしょうか。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6 番（山田厚司君） 個人も含めて、国保の運営、ほとんどが、最終的には、国保に入るわけですから、60 歳以上になれば、少なからず国保の運営にもかかってくるのではないのかなというふうな感じでは思っていたのですが。

〔発言する人あり〕

6番（山田厚司君） そっか。国保の個人個人ってということですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私は分かりませんが、山田議員の通告見ると、国保への国保保険への影響って言うのですか、それを質問されたので、私は国保運営には大きな影響はないとふうにお答えしました。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 分かりました。ちょっと今、私の方にも勘違いがあるような、そういったふうなことを含めまして、例えば、今後の医療体制についても、診療所とか西伊豆、この地域でいけば診療所とか、西伊豆健育会病院、医師会とか行政、そういったところを含めた中で、もっと情報提供の場を、作っていくような必要もあると思うのですけども、そういったことは必要ないでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、当然住民の、私たちは考えることは、住民になるための、住民が便利になるようなことを考えています。今、山田議員がおっしゃったように、紹介状がなくて5,000円大病院に一旦取られるってことになれば、それは、住民の方々にそういうふうになりますから気をつけてください、ちゃんと紹介状持ってくださいというような告知はしないといけないと思います。それはもう当然、住民の方々に有利って言うのですか、あんまり負担がかからないようなことは、私たちも考えておりますし、議員の皆さんもそうでしょうから、それは、私たちも議員の方々も、考え方は一緒だと思っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 私は、ちょっとその辺のところ、個人の負担以外にも、また発生するものもあるのかなっていうふうには思ったものですから、少しあれしたのですけども、その辺のところの情報等を、やはり精査しなきゃならないのかなっていうふうには思っています。

次にかかりつけ薬剤師っていうふうな発想が、今回出てきました。これは、複数の医療機関にかかって、何種類もの薬を、大量に受けたあげくに、薬を使わなかった、服用しなかったり、あげくの果てには、副作用を起こしてまた別の病院に通ってしまったり、あるいは破棄してしまったりっていうふうなことで、無駄になったりすることを、これを防ぐための対策ではないかというふうには思っておりますけれども、ここで、少し注目されてきたのが、処

方された薬の名前、飲む量、回数、飲み方などを、記載されたお薬手帳、こういったものの利用、役割が再認識されてきていると思います。診療報酬の面では、お薬手帳、これ持っている場合で約3割の負担者で30円か40円、これ安くなるだけっていうふうなことなのですが、これ飲んでる薬の効果や処方された目的の確認、飲み合わせや重複投与の確認、そういったものが、分かるということで、先ほど星野議員の質問のところに少しありましたけれど、例えば紙のデータ、災害等があった場合に、コンピューターのデータが壊れた時に、紙のデータでもって確認ができる。何の薬を飲んでいたからっていうふうな紙のデータで薬の投与ができるっていうふうなことにもなるらしいです。医療の電子データが使えなくなった時に、お薬手帳を確認することで、薬を配布することができるっていうふうなこと。それから事故に巻き込まれた時や熱中症で倒れた時に、救急車で運ばれた時、疾患を考慮して、治療を迅速に行うことが可能だというふうなことにも聞いております。そういうふうなことを考えた時に、先の熊本地震の時にも、お薬手帳、こういったものが。

議長（堤 和夫君） 山田議員に申し上げます。

通告の国保保険の運営の影響と、そのかかりつけ医の今質問している、かかりつけ医師等薬剤師の再質問の意味がよく分からないので、再質問をよくまとめて、聞きたいことを的確に質問していただきたいと思います。

6番（山田厚司君） はい。

いやだから、お薬手帳をよく有効活用することで、かかりつけ薬剤師、かかりつけ薬剤師体制がうまくいくのではないかっていうふうなことなのですが。

かかりつけ薬剤師に行く時には、お薬手帳を必ず携帯して持っていく方がすんなりと薬が提供できる。そのお薬手帳を持つことを推奨することによって、災害時やいろんな時に薬の提供がすんなりいくっていうふうなことで、お薬手帳を保険証とかそういったものと一緒に携帯することを進めていくっていうふうな考えなのですが。

議長（堤 和夫君） だから、5番の通告している、改正による国保保険への運営への影響をどう考えるか、通告している質問と、今のかかりつけ医のお薬、薬剤師のとのことが、全然、質問の意味が変わってきていると思いますけど。

6番（山田厚司君） いや、かかりつけ薬剤師はお薬手帳を必ず、お薬手帳を持っていますかっていうふうなことを聞いてくるっていうふうなことであります。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今、山田議員もおっしゃっていることは、手帳を皆さんに持ってもら

ったらどうかということじゃないですか。

6番(山田厚司君) そうです。

町長(藤井武彦君) そうであれば、そういうふうに質問してくださいよ。そういうような運動は、今から、これから町も皆さんに、国保の加入者に対して、そういうものをぜひお伝えしますということで進めていきたいとふうには思いますけども、それは個人がどういうふうに思うか分かりませんので、町はそういう手帳を持っていただく、啓蒙運動ですか。それぐらいしかできないと思います。

議長(堤 和夫君) 山田厚司君。

6番(山田厚司君) 次の質問に行きます。固定遊具の危険管理と安全性の確保についてですけれども、これの専門の人が年3回、目視ということなのですけども、例えば、その設置されている固定遊具ごとに台帳等の整備をして、管理をしているというふうなことでよろしいのでしょうか。

議長(堤 和夫君) 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長(高木光一君) そのとおりでございます。

議長(堤 和夫君) 山田厚司君。

6番(山田厚司君) それでいて、目視っていうふうなことなのですけれども、これ子どもが毎日使うものですから、毎朝目視の点検を、誰かしらがしているってふうなことで判断しているということによろしいですか。

議長(堤 和夫君) 町長。

町長(藤井武彦君) そこまでは把握していませんけれども、学校ですよ、これは。それは、当然教師がやるべき問題じゃないですか。町はそれを行った時にはそういうものはいろいろ注意してみなさいというし指示はしておりますけども、やはりそれは誰がやるか、その辺を山田議員もちゃんと考えてください。

議長(堤 和夫君) いやそのあれだけ、確認の話なのですけれども、確認を誰がやるかっていうふうなところで、例えばその誰の目で見ていてかというところで、学校の先生が見ている、あるいはそれとは違う目、教育委員会の方の体制で見ている、そうというふうになれば違う目で見るというふうなことになりますよね。私の言いたいのは、毎朝の日常の始業前の点検は学校の先生が見る、それとは別個に、違う機会に教育委員会の体制でもって、目視とかそういった点検をしているかっていうふうな形ですけど。

議長(堤 和夫君) 町長。

町長（藤井武彦君） 誰がどこでやるかでなくて、行った方々がそれはちゃんと安全確保のために点検しなきゃいけないと。それで町といたしましては専門家に、それは年に3回やっていただいていると。それで専門家の方々にやっていただければ大丈夫だとは思いますが、やはりそれは安全確保のために学校、教師が行うさらに職員が行った時に目視ですか。そういうもので検査しなさいという指示はしてあります。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 分かりました。それは定期的なものであるということ分かりましたけども、そうしましたら、不規則とか不定期的な対応についてのことを伺いますけども、例えば、突発的な、天候的なやつですね、台風とか突風が吹いたとか、そういうことが起きて、ちょっと急ぎよ、定期的じゃないけども、見なければならぬというような時の対応、それからあとは通常使っている、子どもたちとか、あるいは子どもたちの父兄から、このちょっと故障しているのではないかと、危険じゃないのかってというような情報が得た時の点検等はどのようなようになっておりますか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、一番その近くにいる学校の先生が、やはり自分たちの職場ですよ。職場は自分たちで守るという意識を持ってもらわないと困ります。ですからそれは、町の方も、また住民の方々にもそういう、行った時に目視していただいて、危ないと危険だと思ったら、通報していただく。またそういうものがあつた時には、すぐに町の教育委員会が行って、自分たちで調べて、必要があればすぐに業者を呼んで修理していただくというような格好になるかと思えますけどもね。

そういう今、山田議員が、誰がどうでどこでやるかだということではなくて、いつも誰かどうかが一番肝心なのが、学校の先生方がやはりそれは自分たちの職場ですから、自分たちの職場は自分で守る。それでまた子どもたちもそういう預かっているという認識でいただければ当然やると、やっていただけると私は思っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） では、別のことで、子どもたちが、固定遊具を正しく使用して、ルールを守り楽しく遊んでもらう、そういったルールを遵守してもらおうというようなことを、どういうふうに徹底しているかというふうなことを、その辺ちょっといいですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、学校の問題じゃないですか。町はそれを大まかなことは、適

正な使い方、何事も遊具だけではなくて、何事についてもそれは学校側にちゃんとした適正な使い方、または指導の仕方をお願いしますよ。そのあとのことについては、ある程度、学校側にお任せすると、学校側の対応に委ねるしかないじゃないかと思っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） それでは、この賀茂小学校の、ジャングルジム。これ撤去されているのですが、撤去ってということになったのですが、これ、撤去されるについての判断、決定がなされた時期的なものについてお聞きしたいのですが、これは、一般的に、私、はじめて知ったのは、確か賀茂小学校の卒業式の時だったと思うのですが、ちょっと声かけられまして、ジャングルジムが撤去されるようになったのですが、どうかならないものかっていうふうなことで、あれしたのですが、当初の予算の方では、そのようなものを詳しく説明がなかったから、また調べてみるよというふうなことで、受け答えしたのですが、一般的に、ここは公園じゃないのですが、遊具が撤去されたような公園からは、子どもの姿が消えていくっていうふうなようになっております。公園だけじゃなくて、自治体の小学校などでも遊具の撤去は、最近見られてきまして、一度撤去されると設置はされなくなってきているというふうなことが言われております。賀茂小学校においても、太鼓橋ですか、太鼓橋はいつのまにか撤去されたというふうに感じている父兄が多いっていうふうに聞きました。これは、そのようなことも含めて、撤去の判断に至った時期、誰が判断したのか。またあるいは委員会などそういったもので検討したのか、そういったことがあったのかはどうでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 私が、独断で判断しました。というのは、あれが錆腐って危ないという判断をいたしました。それを委員会で検討するよりも、危険であればすぐに使えなくする、それが私は一番だと思って、予算、この28年度予算設置の時に写真を見ました。修理したいということでありましたけども、こんな錆びたもの使えるわけないと、危険だと、ちゃんと調べておいてもう一度持ってこいということで、そういう指示した結果、危ないと、危険だということで撤去をいたしました。ですから独断で私がやりました。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） このような遊具の撤去の時に、実際当事者である子どもの遊ぶ気持ちを大事にするよりも、大人の気持ちが優先されるっていうふうなことが危惧される場合がありますけども、そのようなことはどうでしょう。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その大人の判断と子どもの安全性とどちらを取るか、山田議員はどうですか。その子どもの遊び場を取れ。安全性には欠けてもいいというような判断ですか。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） いや、そういったふうなことではありませんけれども、例えば一度その撤去、いきなり撤去っていうのではなくして、例えばその。

議長（堤 和夫君） 山田議員に申し上げます。

いきなり撤去はしてない、町長の答弁よく聞いていてくださいよ。写真も見た、教育委員会も確認したし、2回も今説明していますよね。いきなり撤去したなんてことは、答弁で一度も言っていませんよ。

6番（山田厚司君） ちょっと危険じゃないかっていうふうな話だったのですけども。

この新しく、これジャングルジム自体の設置なのですけども、ジャングルジム自体の設置に、ジャングルジム自体で遊ぶこと自体が、これで例えばジャングルジム、これきちっと調べてみたのですけど、これは登る、くぐる、降りる、渡るという、いろんな諸々の、そういったものをすべて考えてもやっぱりあれですか。危険だというふうなのが先ですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 何回も言いますが、私たちが見て、写真で見て危ないと。これはこれだけ錆びていると危ないだろうと、教育委員会の事務局長に言って調べてみてくださいという指示はしました。そういう中で、学校側とも協議したと思います。そういう中で、危険だから撤去しましょうという話になりました。ですから、最終的には私が、どこの委員会にもかけないで独断でやったということでありませぬ。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） そうしたら、最後に1つだけ。

あの辺の、賀茂小学校の周辺地域っていうのは、あそこの遊具があつて、お子さんたちが結構あそこで、放課後になつても、それで遊んでいるっていうふうな姿が見られております。西伊豆町には、都市公園的なものが少なく、地域住民のコミュニティの増進に資しているっていうふうに感じております。それと、あとはこのジャングルジム、大型でも、100万程度で設置ができるっていうような、ことらしいのですので、十分許容範囲ではないかというふうには思いますけども、あと、この辺の地域ではないのですけども、都市部においては、子どもの転落死、こういったものの多発する原因の中に、高所平気症っていうものがありま

して、そういったものの予防、対策としてジャングルジムなどで遊ぶ中で、落ちると危ないと感じるっていうことを、子どものうちに体験しておくことが大事だっていうふうなこともあります。そういったことを考慮する中で、また1つ考えてもらえるとあれなのですけども。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 山田議員は通告面になぜ撤去したかという質問ですよ。ですから私たちは危険だから撤去しました。それだけです。それで今山田議員は100万程度で新しいものができるとおっしゃいましたけども、私たちが調べた中では、600何十万かかる見積もりです。その辺の山田議員と私たちの見解の相違ですか。そういうものを調べた結果の相違もだいたい開きがあるということであり、それは質問にある、通告にありませんけども、山田議員がそういうことをおっしゃるのであれば、私たちが調べた資料の中で、そのくらいの金額がかかると。ただ何回でも言いますが、山田議員は撤去される理由ですか。これについて質問しておりますもので、私たちは安全上危険だと。やはり皆さん方がよく言うその安全対策ですか。それについてどういうふう考えているかということも、1つの表れだと理解していただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 以上で質問を終わります。

議長（堤 和夫君） 6番、山田厚司君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は午後1時です。

休憩 午前12時03分

再開 午後 1時00分

報告第1号の報告

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、報告第1号 平成27年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長(藤井武彦君) 報告第1号 平成27年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、同条同項の規定により報告をいたします。

平成28年6月7日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

議長(堤 和夫君) 総務課長。

総務課長(高木久尚君) それでは報告第1号についてご説明いたします。

2枚目をお願いいたします。

平成27年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、3月の定例議会において承認されました8事業の財源内訳を示すものでございます。

最下段合計のところを説明いたします。

繰越額ですが、2億8,694万8,000円です。

既収入特定財源は1億5,570万3,000円で、すべてふるさと納税でございます。

国県支出金は、9,587万4,000円で、各事業に対する国及び県からの補助金でございます。

地方債930万円は、すべて一般事業債でございます。

一般財源は2,607万1,000円であります。

以上で説明とさせていただきます。

議長(堤 和夫君) 以上で報告第1号を終わります。

報告第2号の報告

議長(堤 和夫君) 日程第3、報告第2号 平成27年度西伊豆町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長(藤井武彦君) 報告第2号 平成27年度西伊豆町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成27年度西伊豆町一般会計事故繰越し

繰越計算書を別紙のとおり調整したので、同条同項の規定により報告する。

平成 28 年 6 月 7 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは報告 2 号について、ご説明いたします。

2 枚目をお願いいたします。

平成 27 年度西伊豆町事故繰越し繰越計算書の款、項、事業名、支出負担行為額、支出済額、支出未済額、支出負担行為予定額、翌年度繰越額、既収入特定財源、未収入特定財源、一般財源、説明の順に説明いたします。

今回は 2 事業でございます。

8 款消防費、1 項消防費、柴防火水槽埋却工事、645 万 8,400 円、0、645 万 8,400 円、0、645 万 8,400 円、0、0、645 万 8,400 円。説明といたしまして、隣家家屋の所有者との調整が発生したためでございます。

2 つ目です。8 款消防費、1 項消防費、防災行政無線宮ヶ原子局道路拡幅工事による有線ライン改修工事、57 万 3,912 円、0、57 万 3,912 円、0、57 万 3,912 円、57 万 3,912 円、0、0。説明といたしまして、係争中により、債権者の選定に時間を有するためでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 以上で報告第 2 号を終わります。

承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 4、承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（藤井武彦君） 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条の第 1 項の規定に基づき、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり専決処分した

ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月7日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは承認第1号について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の改正にともなうものでございます。

地方公務員の給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準であります地方公務員法第24条が改正され、旧来24条の1項から6項までの規定だったものが、今回の改正で2項が丸々削除されたため、3項以降が繰り上がり、今までの6項が5項となったため、町の条例においても改正する必要が生じ、平成28年3月31日付で専決処分したものでございます。

最後のページの新旧対照表をご覧ください。

今回の改正で影響するところは、西伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、その下の西伊豆町職員の給与に関する条例、その下の西伊豆町職員の旅費に関する条例の3条例に関連してございます。それぞれの条例の第24条第6項という文言を、第24条第5項に改正するものでございます。

3枚目の改正本文をお願いいたします。

そこで附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、西伊豆町税条例（平成17年西伊豆町条例第53号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月7日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） それでは、承認第2号の説明をさせていただきます。

お手元の承認議案をお願いします。

字句の訂正

窓口税務課長（高木君人君） まず改正条文の方で7ページをお願いします。

金額の訂正をお願いいたします。

ちょうど中段にございますが、専ら雪上を走行するもの。ここに年額が2,400円とありますが、3,000円に訂正いたします。

同じく中段のかぎ括弧部分にも同じように、Cのところにも専ら雪上を走行するものとしてありますが、こちらも2,400円を3,000円に訂正をお願いいたします。記載ミスでございます、申し訳ありません。

窓口税務課長（高木君人君） それでは、今回の町の税条例の改正でございますが、上位法令であります地方税法等が改正されたこととともない、国の準則に沿った形で町の税条例等の一部を改正する必要が生じ、専決処分したものでございます。

改正の内容につきましては、先ほど申し上げました承認議案の新旧対照表の方をご覧いただいて説明申し上げたいと思います。

後ろの方に、新旧対照表が添付してございます。ご覧ください。

こちらの2ページをお願いいたします。

下段で、下段の方に法人税割の税率ということで、今まで法人税割が100分9.7であったものが、100分の6とするものです。税の減収分については、また国の方の財源措置、地方交付税の財源措置があるということでございます。

同じく続けて下段にございますが、2ページの43条からになります。こちらの方が7ページの中段第50条の最後になりますけれども、こちらにかけまして延滞金額の計算の基礎となる期間の見直しがありまして、それぞれ所要の規定の整備を行うというものでございます。

続いて8ページの中段をお願いいたします。

第80条というところでございます。軽自動車税の納税義務者等ということで、軽自動車税について、以下規定してございます。

この80条の記載の中で、環境性能割という言葉が新しく出てきましたが、これが平成29年4月1日から自動車取得税が廃止になりまして、新たに環境性能割というのが創設されることになりました。一概に申しませば、国が定めた排出ガス性能であるとか、燃費性能に応

じて新車、中古を問わず税率、環境性能割という税を課税するというものでございます。

続いて9ページをお願いいたします。

9ページの81条の2でございます。日本赤十字社が所有する軽自動車のうち、ここに第1号で救急用のものとありますが、救急用のものについては非課税とするということを規定してございます。

その下81条の3では、先ほど申し上げました環境性能割の課税標準について規定しております。通常を要する価格として算定した金額と規定されておりました。免税点は50万円となっております。これは地方税法の方で定められております。10ページ、9ページから10ページにかけてお願いいたします。81条の4というところでございます。先程来の環境性能割の税率を規定しております。ここに(1)第1号としまして、平成17年排出ガス基準75パーセント低減達成かつ、平成32年度燃費基準達成車ということで、税率を100分の1とする。

第2号としましては、同じく平成17年の排出ガス基準達成に、かつ平成27年度の燃費基準達成プラス10パーセント達成車ということで、税率を100分の2とする。

(3)の第3号では、第1号、2号の規定以外の車ということで100分の3とするということにしておりまして、先ほど申し上げました、国の排出ガス基準等に達成した車について、それぞれの税率を課するというものでございます。

続きまして、10ページから11ページにかけての81条の8ということで、環境性能割の減免について規定しております。

同じく11ページからになります。82条から16ページにかけて91条の第7項までの間ですが、ここでは現行の軽自動車税を呼び名が変わりまして、種別割という呼び方に今度変わってきてまして、変わってくることでそれぞれ字句の修正等が生じております。

次に16ページをお願いいたします。16ページの下段ですが、附則という部分がございます。こちらに第6条とあります。こちらは内容としましては、適切な健康管理の下で医薬品からの代替を進める観点というのがございまして、健診や予防接種等受けている個人を対象として、所得税における減税措置をやるということで、医療用から転用された医薬品がございまして、それをスイッチOTC薬と申すそうですが、こちらの方で購入額から1万2,000円を控除した額で最高限度は8万8,000円の限度額、控除額となります。今までの医療費控除との併任はもちろんできないことになっております。

続きまして17ページをお願いいたします。こちらにそれぞれ番号振ってございます。この

中で第 10 項から 14 項にかけてでございますが、こちら再生可能エネルギー発電についての課税標準の特例ということで、法律の方で規定されております。

第 10 項では太陽光発電、第 11 項では風力発電、第 12 項では水力発電、第 13 項では地熱発電、第 14 項ではバイオマス発電等にかかるもので、課税標準の特例を定めてございます。

続きまして、18 ページをお願いいたします。

中段附則第 15 条の 2 から、19 ページの 15 条の 6 にかけてでございますけれども、まずこの 15 条の 2 をご覧いただきたいと思います。先ほど申し上げました、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を規定してあります。この環境性能割の賦課徴収は、県が当分の間行うということになります。町はその分手数料と申しますか、交付金を県の方に支払うと。そういうことになっております。続けて附則の第 15 条の 4 でございます。こちらで当分の間町長とあるのは、県知事とするということで規定してございます。

一番下段になります附則の第 15 条の 5、徴収取扱費について規定してございます。先ほど申し上げましたように、町は環境性能割の賦課徴収に関する事務費を静岡県の方へ交付するという形になっております。

続きまして、19 ページをお願いいたします。附則の第 15 条の 6 です。

こちら先ほどあったものを先ほど申し上げましたものを、環境性能割の税率について表にしております。ここでは当分の間、軽自動車に関する環境性能割を軽減するというので先ほど 1、2 パーセントと申し上げましたけれども、当分の間、表の右側、100 分の 0.5、100 分の 1、100 分の 2 とするということでございます、特例でございます。

中段、19 ページの中段 16 条からになります。こちらが初回登録、16 条におきましては軽自動車税種別割の重課ということで、登録年数が 13 年を超えたものにつきましては、税が引き上げられるというものでございます。これが 16 条の第 1 項でございます。

以下、2 項からが、こちらは国が定めた排ガス基準をクリアしたものにつきましては、第 2 項で 75 パーセントの軽減、ページめくっていただきまして第 3 項では 50 パーセントの軽減、第 4 項では 25 パーセントの軽減、軽課という記載をしております。

続けて 21 ページをお願いします。こちらが左上第 2 条による改正ということで、平成 26 年の税条例改正をお願いいたしました。その中の条例の規定につきましても、種別割というふうに名称を変更したいものでございます。

続けて 22 ページをお願いいたします。

こちら真ん中から下で第 3 条による改正でございます。ここではたばこ税に関する読み替

え規定で行っております。新旧対照表をご覧いただいて、改正内容について概要をお話させていただきました。

最後になりますが、今回の改正にかかる附則の説明をお願いいたします。

改正条文の方の 14 ページをお願いいたします。

14 ページに附則と記載しております。

第 1 条ですが、施行期日についてですが、この条例は平成 28 年の 4 月 1 日から施行いたします。

ただし、次の分については次の各号に定めるということで、第 1 号につきましては延滞金の計算の基礎になる規定で、こちらは平成 29 年 1 月 1 日から、第 2 号につきましては法人町民税の法人税割、それから軽自動車税の環境性能割、種別割への名称変更等でこちらが平成 29 年の 4 月 1 日からでございます。

15 ページにいきまして、第 3 号、先ほど申し上げました特定一般用医薬品等の購入にかかる医療費控除の関係ですが、こちらは平成 30 年 1 月 1 日からということでございます。

以下、附則の第 2 条、3 条、4 条につきましては、それぞれ町民税、固定資産税、軽自動車に関する経過措置となっております。

以上、専決改正の概要を説明させていただきました。

以上です。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11 番、増山勇君。

11 番（増山 勇君） 1 点だけ、もう一度お聞きしたいのですが、附則の部分で 16 ページの新旧対照表の説明伺ったのですが、特定一般医薬品等購入を支払った場合の医療費控除の特例と、新たに作られているのですが、具体的には住民はこれ申告して、しなければならぬのか。どういうことになっていくのでしょうか。そしたら所得税の医療費控除っていう、これは別にあるのですが、それとは関連してないように説明があったのですが、これ町民税ですので、どういう薬品を、先ほどちょっと言われましたけど、具体的な薬品、そしてどう手続きしたらいいのかっていう点を教えてください。

〔「議長すいません、休憩をちょっとお願いします。」という人あり〕

議長（堤 和夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時33分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） お待たせしました、すみません。

具体的な薬については、鼻炎薬や解熱鎮痛剤等がございます。実際には申告をされる時に、いわゆる2月3月で申告を行っています。あの時と同じ手続きでもって、その支払の証明ができるものをご持参いただいて申告していただくという形になります。

議長（堤 和夫君） 11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） どこに申告するのですか。

議長（堤 和夫君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） 町の方の申告の受付で受け付けます。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

はい、増山勇君。

11番（増山 勇君） それについては、平成30年から実施すると。この附則にうたわれているわけですよ。ですからまだ時間はあるわけですから、十分住民にも周知徹底するようにしていただきたいと思います。

以上です。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第 2 号 専決処分承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

挙手全員であります。

よって、承認第 2 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 6、議案第 25 号 西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第 25 号 西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年西伊豆町条例第 165 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 6 月 7 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） それでは議案第 25 号について説明いたします。

本議案は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令が改正されたことにより、この政令と同様に条例の改正をお願いしたいものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。

議案の 3 枚目、新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。

左側が現行、右側が改正案になります。

附則第 5 条につきましては、年金たる損害補償と休業補償について、受給権者が同一の事由により、国民年金保険法など他の法律による障害年金、遺族年金等の支給を受ける場合に、調整を行うことを規定しております。政令においてこの調整率の改定が行われましたので、条例の改正が必要となったものです。

第 2 項は同一の事由により障害年金等が支給される場合の傷病補償年金の額の調整の内容になります。ページの最下段の表をご覧ください。

1 としまして、傷病補償年金のうち、条例第 18 条の 2 に規定する公務上の災害、いわゆる特殊災害にかかるもの以外について、一番右側の下線のところになりますが、0.86 を 0.88 に改正したいものです。

次のページをお願いいたします。

次は 2 になりますが、こちらは特殊災害にかかるものが対象になります。

こちらは 0.91 (第 1 級または第 2 級の傷病等級に該当する障害にかかる傷病補償年金にあっては 0.90) を 0.92 (第 1 級の傷病等級に該当する障害にかかる傷病補償年金にあっては 0.91) に改正したいものです。

続いて第 5 項です。こちらは休業補償にかかる調整になります。

次のページをお願いします。

表右側の下線になりますが、0.86 を 0.88 に改正したいものです。

2 枚目の本文をお願いいたします。附則になります。

第 1 項は施行期日です。

この条例は交付の日から施行し、改正後の西伊豆町消防団員等公務災害の補償条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用するものとしたいものです。

第 2 項、第 3 項は経過措置になります。

第 2 項、この条例による改正後の西伊豆町消防団員等公務災害補償条例 (以下「新条例」という。) 附則第 5 条第 2 項および第 5 項の規定は、この条例の適用の日 (以下「適用日」という。) 以後に支給すべき事由の生じた西伊豆町消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 3 項に規定する傷病補償年金 (以下この項において「傷病補償年金」という。) 及び同条第 2 項に規定する休業補償 (以下この項において「休業補償」という。) 並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以降の期間にかかる傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間にかかる傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第3項、改正前の西伊豆町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例という。」という。）附則第5条第2項および第5項の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受けるものに支給された旧条例の規定に基づく傷病補償年金及び休業補償は、新条例による傷病補償年金及び休業補償の内払いとみなすということです。

以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第25号 西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第7、議案第26号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長(藤井武彦君) 議案第 26 号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町国民健康保険税条例(平成 17 年西伊豆町条例第 54 号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 6 月 7 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(堤 和夫君) 窓口税務課長。

窓口税務課長(高木君人君) それでは、議案第 26 号について説明させていただきます。

こちらは、国民健康保険事業の健全な運営のためということで、国の平成 28 年度の税制改革が行われました。その中で国民健康保険税の課税限度額についても引き上げるおよび低所得者に対する保険税の軽減範囲の拡充を図るため、町の国民健康保険税条例において、金額等を改正したいものです。なお、この本件につきましては、西伊豆町国民健康保険運営協議会に諮問し、妥当との答申をいただいているものでございます。

それでは議案の方、新旧対照表の方をご覧ください。

こちらをご覧ください説明したいと思います。

新旧対照表左側が現行、右側が改正後(案)ということになっております。まず改正の項目としては、大きく 2 項目となっております。

第 1 項目目ですが、国保税の限度額について引き上げたいというもので、第 2 条をご覧ください。課税限度額について記載してございます。

1 つ目としまして、まず第 2 項、一般的に医療分と言われる限度額ですが、現行の 51 万円を 54 万円に引き上げたいとするものです。

2 つ目としまして第 3 項、後期高齢者の支援金でございます。これの限度額を現行の 16 万円から 19 万円に引き上げたいとするものです。

3 つ目としまして第 4 項、介護納付金分の限度額を現行の 14 万円から 16 万円に引き上げたいとするものでございます。

4 つ目としまして、2 ページ目をご覧ください。

2 ページの第 23 条にございます。

こちらの方でも、それぞれ申し上げました限度額を引き上げたいとするものでございます。

続いて 2 項目として、国保税の軽減措置に関する部分でございます。

軽減の対象となる世帯を計算するにあたり、一人あたりの金額を第 23 条第 1 項の第 2 号(2)と記載してございます。ここの部分です、2 ページの中段でございます。こちらで(2)で 5 割軽減の世帯につきまして、現行の 26 万円を 26 万 5,000 円に引き上げたいとするもので、1 枚めくって 3 ページをお願いいたします。

こちらの中段で(3)第 3 号と記載してございます。

こちらが 2 割軽減の世帯でございます。47 万円を 48 万円に引き上げたいとするものが、改正の内容でございます。

なお、改正条文の方に戻っていただきまして、1 ページです。施行期日についてでございます。

改正後の条例は平成 28 年 4 月 1 日から適用するとするものでございます。

以上、議案第 26 号について説明いたしました。

よろしく申し上げます。

議長(堤 和夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長(堤 和夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(堤 和夫君) 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(堤 和夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 26 号 西伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり

決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 4 8 分

再開 午後 1 時 5 4 分

議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

日程第 8、議案第 27 号 平成 28 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第 27 号 平成 28 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）、

平成 28 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ 2,000 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 60 億 3,000 万円とする。

2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条、地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

平成 28 年 6 月 7 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは議案第 27 号 一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入におきましては、財政調整基金の繰り入れ、自治総合センターコミュニティ助成金の増額、社会資本整備総合交付金、町債の減額などが主なものとなっております。

また歳出につきましては、人事異動にともなう給料、手当での調整、富士見町交流事業、間伐材利用促進事業、安良里診療所新築工事の増額、また道路費の減額などが歳出の主なものでございます。

2 ページをお願いいたします。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

13 款国庫支出金、4,206 万 9,000 円の減、2 億 9,657 万 8,000 円。2 項国庫補助金、4,206 万 9,000 円の減、1 億 1,338 万 3,000 円。

17 款繰入金、1 項繰入金ともに 2,200 万円、7 億 9,460 万 8,000 円。

19 款諸収入、266 万 9,000 円、5,543 万 2,000 円。5 項雑入、266 万 9,000 円、4,530 万 5,000 円。

20 款町債、1 項町債ともに 260 万円の減、8 億 7,040 万円。

歳入合計 2,000 万円を減額して 60 億 3,000 万円としたいものでございます。

次の 3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費ともに 5 万円、6,698 万 4,000 円。

2 款総務費、1,743 万 2,000 円、11 億 3,867 万 4,000 円。内訳といたしまして 1 項総務管理費、1,697 万 6,000 円、9 億 6,204 万 8,000 円。2 項町税費、13 万 6,000 円、8,779 万円。

3 項戸籍住民基本台帳費、32 万円、7,327 万 4,000 円。

3 款民生費、386 万 6,000 円、10 億 6,248 万 5,000 円。内訳といたしまして 1 項社会福祉費、377 万 8,000 円、5 億 9,181 万 3,000 円。2 項老人福祉費、6 万 8,000 円、5,060 万 5,000 円。3 項児童福祉費、2 万円、1 億 7,700 万 5,000 円。

4 款衛生費、1,582 万円、7 億 7,092 万 3,000 円。内訳といたしまして 1 項保健衛生費、1,756 万円、3 億 62 万 9,000 円。2 項環境衛生費、4 万円、2,863 万 3,000 円。3 項清掃費、180 万円の減、4 億 2,462 万 9,000 円。4 項町営斎場管理費、2 万円、1,703 万 2,000 円。

5 款農林水産業費、270 万円の減、2 億 5,071 万 4,000 円。1 項農業費 270 万円の減、3,011

万2,000円。

6款商工費、1項商工費ともに1,331万8,000円の増、5億5,302万5,000円。

7款土木費、7,378万1,000円の減、2億8,360万6,000円。内訳といたしまして、1項土木管理費、15万円の増、5,001万9,000円。2項道路橋梁費、7,393万1,000円の減、1億9,957万7,000円。

8款消防費、1項消防費ともに1万5,000円の増、5億3,673万3,000円。

9款教育費、598万円の増、4億3,823万8,000円。内訳といたしまして1項教育総務費19万円の増、6,912万5,000円。

4ページをお願いいたします。2項小学校費、9万8,000円の増、4,729万1,000円。4項幼稚園費、398万2,000円の増、9,335万6,000円。5項認定子ども園費、373万円の減、7,171万円。6項社会教育費、80万円の増、4,358万2,000円。7項保健体育費、464万円の増、6,853万6,000円。

歳出合計、2,000万円を減額して60億3,000万円としたいものでございます。

次の5ページをお願いいたします。第2表地方債補正、第1号でございます。

補正額のあるところだけを説明いたします。

上から3行目、安良里診療所移転事業に2,500万円を追加して、1億3,000万円に。

堂ヶ島公園整備事業に340万円を追加して、1,340万円に。田子みなと公園整備事業に220万円を追加して3,320万円に。田子安良里線改修事業に1,360万円を追加して4,880万円に。浮島新線改修事業につきましては、4,680万円の減額で0に。

最下段の計でございます。260万円の減額で8億7,040万円としたいものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書です。

先ほど説明いたしました第1表、歳入歳出予算補正の歳入および歳出と同様でございますので、省略させていただきます。補正額の財源内訳につきましては、記載のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

主なものを説明させていただきます。

上段の13款国庫支出金、2項5目土木費国庫補助金、1節土木費補助金ですが、社会資本整備総合交付金が4,267万5,000円の減額は、国からの今回、交付内示に基づき減額するものでございます。

19款諸収入、5項2目雑入、6節雑入の自治総合センターコミュニティ補助金の250万円

は、まちづくりへの助成金でございます。

下の 20 款の町債につきましては、先ほどの町債のところでも説明いたしましたが、2 目衛生費につきましては、緊急防災、減災事業で 2,500 万円の増額、3 目商工費、次の 8 ページ目の 4 目土木債につきましては、過疎対策事業債でそれぞれ 560 万円の増額と 3,320 万円の減額を計上してございます。

それでは 9 ページをお願いいたします。歳出でございます。

2 款 1 項 4 目 13 節の委託料の 10 万円は、職員住宅の耐震診断委託料として計上いたしました。また同じく 7 目 13 節委託料の 115 万円は、富士見町交流事業を計上いたしました。同じく 13 目 19 節 250 万円は、大田子区への地域づくりのコミュニティ助成金でございます。

10 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 16 目 13 節委託料の 1,300 万円は、新入生用として寄贈しました、間伐材を利用した机、椅子を 1 年生以外の小学校全学年に、児童に寄贈するためのものを計上いたしました。

次の 11 ページをお願いいたします。

最下段の 3 款 3 項 6 目 13 節委託料の 54 万円は、子ども子育て支援システムの改修費用でございます。次の 12 ページをお願いいたします。

中ほどの 4 款 1 項 1 目 15 節工事請負費の 2,500 万円は、安良里診療所新築工事の追加計上でございます。13 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 4 目 13 節委託料の 100 万円は、堂ヶ島天窓洞の点検業務委託でございます。

14 ページをお願いいたします。

最上段の 7 款 2 項 1 目 15 節の工事請負費でございますが、7,400 万円の減額でございます。これは、社会資本整備総合交付金の減額にともなう事業費の調整によるものでございます。給料と手当でのところの増減でございますが、これは当初説明いたしました人事異動にともなうものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8 番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） まず、1点だけ質問させていただきたいと思いますが、7ページの14ページは同じところなのでどちらでもいいのですけれども、まず、どういう経緯でこの金額が減額されたのか。当然、予算をお組みになっている時には、国県の内示をもらって交付金なり交付税、そういうものがあっての事業を予定して予算計上していると思うのですが、それを、蓋を開けたらお金が来ないのでということになると、その予算そのものがすべてそういう格好になってくるのかと心配するわけですが、どういうことでそうなったのかということと、こういう事例は、全国的にあるのか、西伊豆町だけなのかということ。

もう1点が、これは下田賀茂郡下ではうちだけなのですが、ふるさと納税が多すぎるから減らすのだからということをするような人もちらほらいるわけですが、そういうことが関係するのか、一応その3点お願いします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） まず7ページで総額でもよろしいでしょうか。

社会資本総合整備交付金ということで、新年度予算を策定するにあたって、27年のちょうど6月ごろに各市町の要望額、事業量という形で県の方へ報告を出させていただいております。それに基づいて28年度当初予算を作成しております。

新年度になりまして、この4月ですが、要望額に対する割当内示ということで、要望額に対して、国の方の交付金額の割当内示が正式に出てきまして、その結果が、ご覧のように減額になってきたということでございます。これは全国的かというお話で、西伊豆町だけではなくてということがありましたので、これについては全国的でございまして。私どもの方も県内の同じような事業のところ確認しましたが、やはり、間違いなく減額されているという確認は取れました。

〔発言する人あり〕

産業建設課長（佐久間明成君） 多分、ふるさと納税の関係はまったくないと思います。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 全国的って言われればしょうがないなと思わざるを得ないのですが、当然、6月に県の方にあげて、それから予算を組むって、説明だったのですが、県にあげた時点で、だいたい今までの傾向で言えばもうこれはできませんよとか、これは、やりましょうとかっていうのは、当然向こうも自分のところの財布とかそういう関係もあるでしょうから、ゴーサインが出るか出ないかっていうのは、予算が、うちの予算が。立つ前に分かっている、これは出るであろうということで載せているのではないかと思うのですが

も、まったく関係なく、とりあえず書いたものを県に載せて、そのまま予算に計上しているってことですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） そうじゃなくて、計画はその前に出しますけども、ただその時には町が目算っていうのですか。町はこのぐらいの交付金がかかるだろうと、今までの例から言って。このぐらいの交付金がかかるだろうってやつを想定しながら予算を組みます。組みました。それが今言ったように、予算を組んだ時には11月12月になりますから、それが4月になってはじめて、そのくらいものについて、工事についてこれだけの交付金があると、4月5月にならないと内示ってやつは来ないので、そこで差が出てくる。はじめ私たちが目論んだ交付金、その何分の1かしかこないと、実際には、そういう流れになっております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 逆に、このぐらいだろうと思う金額の半分ぐらいのやつを1本やったら、その半分しかこないとかっていうことがありえるのかということと、今回2本、浮島新線と田子安良里線出しているわけですが、もう1本仮にやった場合は、その申請の半分とかっていうことってというのは、ありえるのか。要はそうすると額が増えるわけですね。総額としては。今町長言われたように、内示がお願いした分の半分ってということなので。そうすると逆に言うと、たくさんあげた方がたくさんくるので、最終的に絞り込んでこっちでやりたい事業をやった方がお得なのかなというふうにも思うのですけども、その辺の県国の判断の仕方って、町長は今までと同じぐらいの金額で、これだったらできるだろうっていうことであげたということなのですけども、どうせ削られて入ってくるのであれば、もう多く要望をというかしておいて、削られて、思ったとおり来たっていう方がいいのかなというふうにも考えられなくもないんですけども、その辺はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） おそらくそういうことをすれば、県の方もプロですから、おそらく削られて、はじめから事業を削られると思います。ただ、今度私たちが要望したのは、今言われたように事業別に交付金が、今まではきていました。それをひっくるめて、3本なら3本、5本なら5本、交付金を、全体をいくらきたと。その全体の金額で1か所を重点的にやろうというようなことを県に認めてもらったものですから、それができるようになったと。来年からは、また今言ったようなことも考えられますけども、あんまり極端な要望をすると、県の方でこれは切れと。そういうような指導がくるとは思いますけども。それはどの辺が妥当な

のか、そういうことも考えなきゃいけないのかなと思っています。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） それでは、2点お伺いします。10ページ、これの2款の総務費の16目、これの13委託料、間伐材利用促進事業委託ですね、これについては確か5月15日の全協で説明あったのですけども、その時に製作、木工所ですね。これは5社に声かけて3社が可能だと応じたということでしたけども、これ、製材について声かけはされているのでしょうか。それ1点。

それから、もう1点はですね、12ページ。4款、これの工事請負費、ごめんなさい4款衛生費の1目の15節、工事請負費、安良里診療所の新築工事、これも全協で説明はあったのですけども、その時にいわゆるCTですね。これの購入は地域医療がやるよということだったので、これは最終的にはどこの資産になるのか、資産ですね。これを教えてください。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 1番目の問題ですけど、製材は地元の業者に、製材がありますもので、そこをお願いしているということであります。2番目の問題は。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） CTの関係でございますが、資産的には町のものということになります。

〔「休憩をお願いします。」というひとあり〕

議長（堤 和夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時16分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

総務課長。

総務課長（高木久尚君） CTにつきましては、訂正させていただきます。CTにつきましては地域医療が購入しますので、資産としましては地域医療のもの。建物につきましては町が建てますので、町のものというふうにお考えいただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 最初の質問の方は、地元の製材さんってことは、金額はちょっと分かりませんが、作る方は、数が確か190台って言っていましたので、これ何社かに分けるってというのは当然なのですが、製材の方はちょっと、金額とか量が想定できませんので分かりませんが、町内には、製材ができる場所ってのは何社かあるので、少なくともそういうところにも声かけすべきじゃないかなというふうに思いますけども、それを1社にした理由を、1つ教えてください。

それから、2番目の方。これCTは地域医療が購入するので、地域医療の資産だということですが、地域医療の資産ってことになれば、こういういろいろの電子機器ってのは、確か法定耐用年数が6年ぐらいってことで、結構サイクルが早いのですよね。これが地域医療の資産であれば、壊れれば地域医療が買っていくということで結構なのですが、例えば、これが、資産であればして指定管理が終わった時には、町としてCTがなくなるというふうに解釈していいわけですね。つまり、逆に言うと町の方に資産として譲渡する。安良里診療所、今まで使っているものは、町が寄附を受けたということ、この前確か言ったと思うのですが、つまり町の資産になっているわけですね。ですからそれと同じように、これが、将来町の資産になると、町が壊れた時に買ってかなきゃいかんって話になるので、その辺をもう一度説明をお願いします。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 2番目のCTの件ですが、私たちは、通常内科診察ですか。それに必要なものは、私たちがそろえます。それ以上のものは地域医療でそろえてくださいという約束で、この診療所の建設にかかりました。ですからその線はずっと崩さないでやってくつもりですし、またそういうものを心配であれば覚え書きですか。そういうものに入れなきゃいけないかなと思っております。

製材のことについては担当課長の方で説明いたします。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 今年度の製材につきましては、実は昨年度から製材、乾燥をお願いしている業者さんでございます、ということで、今年度についてはそちらの業者さんをお願いをしたいというふうに、担当では考えておりました。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 製材については、多分そんなに大した金額でないのしょうから分か

りました。で、C Tの方ですね、そうなりますと2,500万円っていうのは、今回、一時的な支出ということで、事業そのものを私反対するわけじゃないので、これでいいと思うのですが、先ほど町長言ったように、これはできればそういうことは将来残るように、いわゆる担保しといてもらいたいというふうに思います。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） それでは、私もこの12ページの安良里診療所の新築工事の関係でお聞きいたします。全協の時に18平米の増というふうなことだと思いましたが、その工事費ということですが、設計につきましては、今年の段階で完了しているというふうに理解しているわけですが、この18平米増えることによって、設計の変更が出てくるのだろうと思うのですが、その費用計上がまったくないわけですが、その辺の対応がどんなふうにされたのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 27年度には、設計委託を行いました。その中で、その金額の、委託料の範囲で18平米増になりましたが、設計の方が完了しております。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 委託料の範囲ということですが、私たちに説明があったのは、5月の19日の全協で、要はC Tを入れたいので、要は改良してくれと、設計を変えてくれという意味ですか、という。先程今の課長さんの説明ですと、いわゆる3月中の精算する前にそういう話があって、じゃあ設計変更しようかというふうに進めたというふうに取りれるのですが、それとは違いますか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今回の2,500万についてはなくて、その設計委託についてのことですか。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） この2,500万円の増額分は、私は、そのいわゆるC Tを入れるための18平米が増えた関係のというような事業費だというふうに理解して、質問しているわけですが、それでないならそれいいのですが、現実はこの18平米増える分の設計は、いわゆる新年度になってからじゃないと変更設計か、ができないのだろうと思うのですが、その費用計上がないのですが、どうやって設計変更されたのでしょうかという部分でお聞きして

います。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その18平米の増は、CTを入れるための増ではありません、それだけじゃないです。そういう説明私はしないと思ったのですけどね。この前の全協の時には。CTを入れるための補正は、放射線が漏れないような工事をやりたいという話だと思っています。それでまた、放射線の漏れない補強、補強ですか。というのか何て言うのかな、それと18平米増える、それと前に建物があつた、その基礎部分。そういうものを、そして水路の問題ですか。そういうものをいろいろ絡めて補正をお願いしたいという話、私は覚えていますが。ただ18平米が増えたから、それが、全部CTの部分だというふうな、私は説明をしなかったような気がしますけども、確かめてみないと分かりませんが、そのような私はずっと認識でいました。

議長（堤 和夫君） どうぞ。

加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 町長言われるように、私もちょっと取り方を勝手に解釈していた部分があるかもしれませんが。ただいずれにしましても、18平米分が3月までの間に入っていた、要はCTを入れたいという、前提の中で設計していたということでは、ならばいいわけですが。それがその4月以降になって、実はその鉛の部屋を作りたいよということになると、当然としてその設計の変更が出てくると思って、私は質問しているわけです。それが3月以降にも終わっているのだということであればいいですけども、4月以降やったとなると、その費用負担が計上されてないじゃないですかということなのですが。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） このCTの導入と、その18平米の増につきましては、地域医療振興協会と町の方で何度か設計についての協議をしています。その中でも3月以前に、そのことが決まっておりました。だからその27年度の委託費の中で処理済みです。

〔「ちょっと休憩とってください。」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時28分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 今の設計についてでございますが、18 平米っていうのは、部屋全体っていうか、面積全体が広がっています。あとCT関係でCTの重量が約1,300キロありますもので、そのCTが入る部屋を、壁を厚くしたりとか床を厚くしたりする関係があります。18平米増えた関係で、概算で800万程度、あとCT関係であとキュービルとか入れなければなりません。そういう関係がありまして、約1,700万で2,500万程度、今回工事費が増えるという格好で出させてもらいました。

〔発言する人あり〕

健康増進課長（白石洋巳君） 設計につきましては、27年度で完了しております。

議長（堤 和夫君） 加藤議員に申し上げます。

また指して元へ戻しますので、納得していただければまた再度質問してください。

他にございませんか。

議長（堤 和夫君） 11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 10ページのこのまち・ひと・しごと創生事業についてお伺いします。

これ当初予算でも、要するに国庫交付金ですか。これ地方創生の鳴り物入りで戦略会議っていうか、総合戦略策定会議も作って、その中での事業だと把握しているのですが、当初予算にもそういった国からの、補助金っていうか、名称はどうか分かりませんが、交付金かな。が、全然入ってない。今度の補正でも、この1,300万円伐材利用、この地方創生とは、その事業費には見込まれないということを言っているのですか。

それとももう1つ聞くのですが、後ほど事業やったあとにそうした交付金が参入されるのか。その点。それともう1点同じですけど、その他財源の9万円ってのこれ、どっから入っているのですか。それだけお聞かせください。

〔「議長すいません、休憩してください。」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時40分

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） まず、10ページの間伐材の関係ですけど、この部分について今回、申請はまだしておりません。それで、9万円の部分につきましては、こちらは一軒お試し住宅を契約しておりますけど、その賃借料っていうか、賃借料じゃなくて利用料、使用料になります。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 申請すれば、国からの交付金、期待できるのかどうかという点、再度聞きます。それで本当に、言いたいのは、政府が鳴り物入りで、地方創生と、大臣まで作って、地方が活性化するとやっているのは、この実態なのですよ。それで独自に考えて事業を計画して、多分申請しても、却下されるおそれが大きいのではないかと。独自のやっぱり自主財源を使ってやらざるを得ない。これは、ふるさと創生の実態じゃないかと、これでは地方が、活性化するわけがないですよ。財源がなくて、と私は思います。この点も、町長、全生徒に机と椅子をプレゼント、そういうふうにしたいというのは、それは理解します。でも、でもじゃなくて町長に申し上げたいのは、こういったことも決めるのも、ここである戦略会議等で、練って事業が上がってきたと思うので、そこにも諮って、丁寧な事業を行っていただきたい。本当に、町長独断でやられているような感じがしますので、その辺は、いいことではありますけれども、決め方については考慮をしていただきたい。以上です。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 増山議員に相談しないことが独断だというふうにとられているおそれがありますから、私は、役場の中でいろいろ相談しておりますから、それは見えない部分で、増山議員にいちいち、1から10まで相談すれば独断じゃないというような評価はもらえらると思いますけども、今後も独断、増山議員に相談してやるつもりはありませんから、そのお言葉は受けとっておきます。

議長（堤 和夫君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 私に、相談しないから独断ではないのですよ。

こういった総合戦略策定会議となって、そこでの事業がでてきて、この仕事が始まったことですから、ついては全生徒にも、この事業を使ってやりたいということを諮った方がよかったですのではないかとこの点での、独裁ではないかと言っているのですよ。私に相談しているか、そうじゃ、全然まったく意味が違いますので、誤解しないでください。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは皆さん、役場の中で教育委員をはじめ、副町長、総務課長といろいろ相談しております。それは増山議員が分からないだけであって、役場の職員が全部分かっていると思います。そういうのを変なところで吹聴してね、私が、独断で何でもかんでもやるとか何とかやってやつを、みんなあなたのところから発信しているのですよ。だからそれは気をつけてもらいたいですよ。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

6番、山田厚司君。

6番（山田厚司君） 12ページの安良里の診療所の話ですけども、このCTの映像って言いますか診療っていうのが、3割の負担で、1万、個人の負担がだいたい1万500円ぐらい。診療報酬って言いますか、それでいきますと3万5,000円ぐらいかかると思うのですけども、これというのは、これだけの設備をかけているということになりますと、最終的には個人の、選択でしょうけども、医療費の高騰は招かないかっていう、そういうふうなあれは、一応検討とかしたのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 仮にここで、皆さんが受診しなければ他の病院でCTをとってもらおうという可能性がありますので、全部が全部新しく入れたから、そこに負担になると。私たちの負担になると、住民の皆さんの負担というか住民の皆さん方は、やはり自分の命が大事だということで、そういう診断、診察をしていただくのと思っております。必要のないものは、受けることはないし、また病院側もそういう検査はしないと思います。先ほども何か、再度になりますけども、もしそういう機械がここへ機械がなければ、他の医療機関で受けるじゃないかというふうに思いますので、そんなには影響がないのでないかなっていうふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 山田厚司君。

6番（山田厚司君） 確かにそうですけども、CT、いわゆる画像ですんで、その画像を、よく診断してその画像を見て何ですか、がんであったり何であったりというものを、判断する医師が、必要になってくるわけで、今の安良里の診療所の先生の場合を見ると、多分画像どっかのところに持っていき、そこで診断してもらって、それで帰ってくる。そういうふうな格好になってくるじゃないのかなっていうふうに思うのですけど、その辺のところはどうでしょうか。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは医療機関がね、やりたい。そういうものを入れて住民サービスをしたと言った時にね、じゃあ私たちはそこまでじゃあどういうふうにして診断するがですかと。私は今安良里診療所の先生が、ある程度のものは見ることが出来るというような先入観で物を考えております。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

1 番、山本智之君。

1 番（山本智之君） 私の方から内容説明を伺いたいのが3点ほどございます。

7 ページの一番下の下段の町債のですね、商工費の方で、堂ヶ島公園整備事業と田子みなと公園整備事業で、それぞれ 340 万、220 万等、今回補正にあがっているのですが、これは内容的に設計の変更とか、当初予定したものと、何か内容が違って当初予算よりもこれぐらいあがっているのかというのが1点と、あと9ページですが、総務費のまちづくり推進費の、先ほど単独のやつで説明がございましたが、自治総合センターコミュニティ助成金、これ大田子区の方に充てるのだということですので、この辺の内容の説明をいただければと。

議長（堤 和夫君） 商工費、町債の商工費は。

企画防災課長。

企画防災課長（山本法正君） 先に9ページの方だけ説明させていただきます。

大田子の助成ですが、大田子地区につきましては、お祭りの太鼓および法被を購入するという事です。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） 7 ページの件でございますが、これは事業費が変わったということじゃなくて、財源構成を変えた。借られるものについては、そのあとの交付税参入とかがございますので、一般財源を使うよりは、借られるものについては有利なものを借りたいということで、財源構成が変わったというふうにご理解いただきたいと思います。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1 番（山本智之君） それでは、7 ページの、先ほどの総務課長の答弁の件ですけれども、そうするともう今設計の段階、今現在ではもう設計の方は進んでいるというか、当初予定でこれから進めようってということですか。どの辺まで今まで今行っているってことでしょうか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 堂ヶ島公園整備事業の方は、今から設計の業務委託を行いま

す。港公園整備事業の方は、設計がもう 27 年度に終わっております。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

8 番、星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） 13 ページをお願いします。

天窓洞の件ですけれども、落石防止ということで 100 万円計上されていますけれども、当初予算で 55 万円確かあったと記憶しているのですけれども、これは今年度当初、落石があったということで、ちょっと遊覧船も止まっていたけれども、その関係によって 100 万円の増額になるのか、それと今現状の天窓洞の中はどのようになっているのかをお願いします。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 最初の件は星野議員のおっしゃったとおり、3月の落盤の調査の業務委託になります。現時点では調査を終えまして、著しく危険な岩塊はないということで、ただ、一部雨水など水の出ているところがあるので、今後も引き続き点検業務は必要ですよという結果を得ています。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8 番（星野浄晋君） これは点検業務にこれだけの金額がかかるのか。それともこの点検業務に合わせて、何かしら補修をしているとかそういうことなのか、点検だけで 100 万だと結構な金額かなというふうに思うのですけど、その辺はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 実際に業者の方が中でロッククライミングみたいに、専門業者が岩盤をよじ登って、調査点検をして、簡単な浮石などはその時に落としたりしていますので、比較的金額はかかっております。

〔発言する人あり〕

観光商工課長（松本正人君） 点検業務だけです。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

8 番（星野浄晋君） はい。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

10 番、山本榮君。

10 番（山本 榮君） それでは、先ほど質問もありましたが、10 ページを。

間伐材でのその木の製造ですが、木工所さん 3 社が受け入れを表明しているということで

すが、その3社に分割してこれ発注になるのか、それとも3社から見積もり合わせ等をして発注になるのか、それを1点確認したいのと、それからその下の個人番号カードです、今その新聞紙上では交付が遅れているような話があります、この町での今現状の申請の状況と、その申請に対する交付の状況、どのようになっているかお願いします。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 間伐材の木工業者ですけども、今年度までは、その3社がちょうどまく、仁科、田子、賀茂地区ですか、にあるものですから、そこの小学校のやつはその業者をお願いしたらどうかと、来年度からは、一括で1業者に見積もりで入札、そういうものを取り入れたらどうかと、今、そういうことで検討していますけどね。今年の場合は各3社に振り分けてお願いしたらどうかというふうに思っております。

議長（堤 和夫君） 個人番号は。

窓口税務課長。

窓口税務課長（高木君人君） 数字が4月末のちょっと古いので申し訳ありませんが、国の方への申請で760件、町内全体です。実際に窓口に見えて。

〔発言する人あり〕

窓口税務課長（高木君人君） すいません。

国の方への申請が760件、実際に窓口の方へ見えてお渡しした分が4月末の時点で389枚、件って言ったらいいでしょうか。そんな状況でございます。

議長（堤 和夫君） 山本榮君。

10番（山本 榮君） 町長、その木工屋さんの関係ですけども、3社に割り振るってことは、値段を指定して、この値段でやってくださいってということで、3社をお願いするのか。それとも個々に請求が来るってということでもないでしょうか、その辺の考え方を教えてください。

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（高木光一君） 基本的には、昨年度、製作したですね、単価を元にこの金額でやってくださいということで、お願いをしたいというふうに考えております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 14ページの道路費の関係をお聞きします。

15節の工事請負費で田子、安良里線の改修事業と、浮島新線改修事業があるわけですけど

も、今年度はこの浮島新線改修事業は実施されないということで、その費用分が田子安良里線改修事業に回るということですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） そのとおりでございます。

加藤勇君。

4番（加藤 勇君） それでは、田子安良里線の改修事業ですが、今年度やる最終の終わる場所って言いましょうか、完了する場所はどこまでになりますか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 昨年の工事終了箇所、元のガソリンスタンドのところから国道の交差点までを、一応計画しております。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

11番、増山勇君。

11番（増山 勇君） 同じ14ページのですね、浮島新線の件なのですけども、交付金が見込みより少なかったってということで、こういうふうにやらないということはさっきの説明で分かりましたけども、今後の話なのですけども、この浮島新線の工事をやるっていうのは、緊急性とかよく言われますね、優先順位を付けてやっている町長言うのですけども、この工事については、来年度また申請する予定なのでしょうか。その点だけお伺いします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 来年度申請いたします。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 今年の交付金は、この設計、設計金額まで満たないような交付金でした。ですから今、さっきほども言ったように、優先順位をつけてどこまでできるのか、他のところをやめて、そのようにやっていかないと、中々大変になってくるというふうに、ですから今までと違って工期が、要望があって、そこはかかるまで、また工期も今までよりもかかるかもしれない。そういうものを懸念しておりますもので、できるだけとりかかったら早く終わらせたいということで、いろいろな工夫を今、しているところです。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

2番、芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） 7ページの社会資本整備交付金の件ですけど、この減額になった理由

なのですけど、なんで減額になったのか分からないってことなのだけど、これ、今後のこの町の、いろいろな戦略立てる上で、この理由を知っといた方がいいと思うのだけど。それでそのことに対して探るっていう考え、その減額になったね、理由はどうしたかってことを探る。

議長（堤 和夫君） 芹澤議員、マイクを使ってください。

2番（芹澤 孝君） 探るってことをね、するっていう考えはないのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 探るという考えよりも、問い合わせはしております。例えば名古屋の中部地方整備局とか、県の道路整備課っていうところへはどうしてなのか確認はさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） その担当課長がそういう探りだけじゃなくて、私も名古屋行くとかいろいろなことしております。ただ、その前から言われていたのは、東北地方の地震がありまして、その方にお金がいぶかかると。これはおそらく、こういうものの交付金が減ってくるよというような予測は、皆で話しておりました。それが、現実を帯びてきたというふうに私は解釈しておりますし、またこういうことがあってはいけないということで、いろいろな要望活動しております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） さっき星野議員の質疑の応答のところ、ちょっと原因がね、はっきり分からないってというようなニュアンスだった。その辺ははっきりしているわけですね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは、あくまでも想像ですよ、だから皆で話しているのは想像でそういうことがあるじゃないかという想像はしていました。話し合いの中で。そういうことがないようにしてくださいと、要望はしております。

議長（堤 和夫君） 芹澤孝君。

2番（芹澤 孝君） では課長が、名古屋に電話して、理由なり何なりは答えてもらえないですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 名古屋の方では、全体事業費としてこれだけの割り当てしかありませんという、この原因でということでの回答はございませんでした。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 先ほどの安良里診療所のCTですけども、地域医療はこのCTを導入するために、どのくらい当初を予定しているか。人の資産ですからこれ答えられればお願いします。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 一応3,000万程度を見込んでおるということは聞いております。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） そうしますとね、先ほどもちょっと質疑したんですけども、3,000万円程度、この次の購入がね、やっぱり町でなくて、この次も地域医療だよという確約、先ほど必要なら覚え書きなり確約なりという近い話がありましたけど、これ結んでもらいたいと思いますけどいかがでしょう。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） それは検討してみます。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 14ページの道路費の17、公有財産購入費で、ライヤ川砂防の赤線付替用地購入費というのがあります。砂防堰堤が入りますと、そこに非常に高いコンクリの壁ができますので、多分、従前に川沿いにあった道路を、その高い位置に付け替えなければならぬという意味の用地購入費ではないかと思いながら質問するわけですが、実は、安良里の坂本川でも2年ほど前に、大きい砂防を入れていただきまして完成しました。ところがやっぱり川沿いにあった道が、砂防堰堤が高くなったことによって、要は、その赤道、その奥に行きたい方の道が大変苦労して困っているというようなことが、話がありまして、課長さんにもお願いはして、土木には連絡してあるということですけども、今回のこの工事につきましてもどういう形であれ、奥の山へいける道をつけられるように再度土木事務所の方をお願いをしていただきたいと、これは要望でございます。

議長（堤 和夫君） 要望では。

加藤議員に申し上げます。今、質疑中ですので要望ではちょっと、ではなくしてですね、質問をしていただきたいと思っておりますけども、要望じゃ答えようがないと思うのですよね。

加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 私の質問の仕方が悪かったです。

この用地購入ということで、赤線が付け替えられると思いますが、土木事務所とはどのような話をされておられますか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） これは、ライヤ川の砂防工事にもなって、かなり山の上の方のところなのですが、地権者さん、土木事務所等の話し合いの中で、赤線の取り付けを、分がありますので、その分の用地を譲ってくださいという中で、町へ補償費として入ってくるものということでございます。この買い取る価格は、ごめんなさい。買うのは町が買うのですけども、補償費として県費の方から入ってきます。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） そうしますと、付け替える作業って言いましょうか、仕事って言いましょうか、それは土木事務所の砂防工事の中に入っているということですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 土木事務所の作業の方に入っております。

他にございませんか。

8番、星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 9ページの姉妹町友好費です。115万円、中身は私知っていますのであえて聞きませんが、どういった経緯でどのような事業をされるのかをお願いします。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 去年、三郷町ですか。あそこで手筒花火をやりました。そうだよ、いいでしょう。

〔発言する人あり〕

町長（藤井武彦君） それで富士見の議員さんがこちらに来た時に、そういう話したら、自分の所でやってくれという話がありました。それでいろいろ検討しまして、やろうかという話をしていた時に、富士見の方からその話は、中断ですよ、中断でということでそういう話が来たものですから、私たちは、当初予算には計上しなかったです。それが、議員さん方が議員交流の中で、向こうへと出向いた時に、向こうの議員さんからそういうやってくれという話があったということで、聞いたものですから、向こうの、町当局の方にお話したら、お願いしますという話があったので、ですから、では、それではやりましょうと。そして今

年の分については、西伊豆町が全面的に行いますけども、来年以降については、富士見と西伊豆町といろいろ話し合いの中で半分とか、いろいろな話し合い、協議ができると思いますけど。とりあえず、今年度の分については町が全額負担ということで計画しております。

議長（堤 和夫君） 星野浄晋君。

8番（星野浄晋君） 何名の方がいかれて、こう手筒をやられるのですかね。

議長（堤 和夫君） 町長。

町長（藤井武彦君） 10人前後を予定しております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第27号 平成28年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手多数です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第9、議案第28号 平成28年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長(藤井武彦君) 議案第 28 号 平成 28 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)平成 28 年度西伊豆町国民健康保険特別会計予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 145 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 16 億 3,445 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに、補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 6 月 7 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(堤 和夫君) 健康増進課長。

健康増進課長(白石洋巳君) はい。それでは議案第 28 号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、歳出は、人事異動による人件費および臨時職員の居住地変更による費用弁償を増額したいものです。また、平成 30 年度からの県が国保の運営主体となる広域化に向けた事前準備として標準保険税率を今年度算定するにあたり、システム改修を行う必要があるため増額したいものです。

歳入につきましては、システム改修にともなう国庫補助金を計上、歳出の人件費の増にともない一般会計繰入金を増額し、不足する財源につきましては、前年度繰越金で賄いたいものでございます。

2 ページをお願いします。

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

款、項、補正額、計の順で説明させていただきます。

4 款国庫支出金、100 万円、2 億 8,006 万 1,000 円。2 項国庫補助金、100 万円、6,009 万 3,000 円。

10 款繰入金、31 万 8,000 円、1 億 8,724 万円。1 項他会計繰入金、31 万 8,000 円、1 億 418 万 3,000 円。

11 款繰越金、1 項繰越金ともに 13 万 2,000 円、13 万 4,000 円。

歳入合計に 145 万円を追加し、16 億 3,445 万円としたいものです。

歳出です。

1 款総務費、131 万 8,000 円、2,646 万 9,000 円。1 項総務管理費、131 万 8,000 円、2,223 万 7,000 円。

8 款保健事業費、13 万 2,000 円、2,049 万 2,000 円。2 項保健事業費、13 万 2,000 円、893 万 9,000 円。

歳出合計に 145 万円を追加し、16 億 3,445 万円としたいものです。

3 ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、歳入です。

2 ページの第 1 表と同様ですので、省略させていただきます。

次に歳出です。

これにつきましても、2 ページの第 1 表と同様です。

補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。

4 ページをお願いします。

歳入です。

4 款 2 項 2 目国民健康保険制度関係業務準備事業補助金、100 万円の増です。これは国保事業の広域化にともなうシステム改修費の国庫補助金で、100 パーセント補助を見込んでおります。

10 款 1 項 1 目一般会計繰入金、31 万 8,000 円の増です。これは人事異動にともなう職員人件費の増額分の一般会計からの法定繰り入れ分です。

11 款 1 項 2 目その他繰越金、13 万 2,000 円の増です。これは歳入の不足する財源について、前年度繰越金で賄うものでございます。

5 ページをお願いします。歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費 131 万 8,000 円の増です。内訳としまして、3 節職員手当等、31 万 8,000 円は、人事異動にともなう職員人件費の増によるもの。13 節委託料、100 万円は国保の広域化に向けて標準保険税の税率の算定を行うために、システム改修の必要が生じたことによるものです。

8 款 2 項 2 目疾病予防費、13 万 2,000 円の増です。内訳としまして 4 節共済費 2 万 6,000 円、9 節旅費 10 万 6,000 円。これは臨時職員が変わり、共済費および費用弁償が変更になっ

たことによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第 28 号 平成 28 年度西伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 10、同意第 1 号 西伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 同意第 1 号 西伊豆町教育委員会委員の任命について、下記のものを

西伊豆町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織および運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2号の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 西伊豆町田子 1226 番地

指名 山本久美子

生年月日 昭和 23 年 12 月 17 日

平成 28 年 6 月 7 日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

提案理由として、矢岸高弘氏が平成 28 年 6 月 10 日任期満了になるためであります。

また久美子さんの履歴につきましては、裏につけてありますので、よくご覧になっていただきたいと思います。

議長(堤 和夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、芹澤孝君。

2 番(芹澤 孝君) 前任者の矢岸さんの再任ってことも考えられたと思いますけど、その点はどうだったのでしょうか。

議長(堤 和夫君) 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長(高木光一君) ご本人さんの仕事の関係もあります。また、男女共同参画ということで、女性も増やしていきたいという観点もございましたので、今回、新たに山本さんをお願いをしたという経過がございます。

議長(堤 和夫君) 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(堤 和夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

同意第 1 号 西伊豆町教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、同意第 1 号は原案に同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 1 7 分

再開 午後 3 時 2 3 分

選挙第 1 号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（堤 和夫君） 休憩を解いて再開します。

日程第 11、選挙第 1 号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第 7 条の規定により、市町から 6 人、町長から 4 人、市議会議員から 6 人、町議会議員から 4 人をそれぞれ選出して、計 20 人をもって組織することとされています。

このたび、町議会議員区分から選出すべき議員のうち 1 人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、候補者が 2 人となったため、選挙を行うものです。

この選挙は、広域連合規約第 8 条の規定により、すべての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第 33 条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告および当選人への告知は行いません。有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することになりますので、ご承知ください。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場を閉める〕

議長（堤 和夫君） ただいまの出席議員は 11 名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人により 1 番、山本智之君、2 番、芹澤孝君を指名します。

なお、候補者名簿は事前に配布してありますので、ただちに投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙配布〕

議長（堤 和夫君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（堤 和夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔1 番議員から順次投票〕

議長（堤 和夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

1 番、山本智之君、2 番、芹澤孝君。開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

議長（堤 和夫君） 報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 です。

有効投票のうち、太田郁孝君 9 票、森野善広君 2 票。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場を開く〕

議員派遣について

議長（堤 和夫君） 日程第 12、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第 128 条の規定により、お手元に配布した資料のとおり議員を派遣したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布の資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（堤 和夫君） 日程第 13、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（堤 和夫君） 日程第 14、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会宣告

議長（堤 和夫君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 28 年第 2 回西伊豆町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 3 2 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員